

杉並区職員措置請求監査結果

(区長外職員の旅費及び指定管理料の支出に関する
住民監査請求)

令和4年5月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	2
3	請求の概要	2
4	請求の受理	6
5	暫定的停止勧告	6
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述の実施	7
2	監査対象事項	7
3	対象部局とその抗弁要旨	9
第3	監査の結果	
1	結 論	11
2	事実認定	11
3	判 断	16
4	まとめ	22
<別紙>		
1	職員措置請求書等	
1-1	職員措置請求書	1
1-2	追加の証拠資料	53
2	杉並区長の抗弁書等	
2-1	杉並区長の抗弁書	73
2-2	抗弁書の一部修正	97
<資料>		
1	杉並区長等の給与等に関する条例	99
2	杉並区職員の旅費に関する条例	101
3	杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について（依命通達）	110
4	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者候補者選定結果	113

【注】請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

AA

AB

AC

AD

AE

AF

AG

AH

AI

AJ

AK

AL

AM

AN

AO

2 請求書の提出

令和4年3月25日

3 請求の概要

i-1 区長外職員4名の出張について

1-1 請求の要旨(請求の原因となる行為:誰が、いつ、どこで、何のために、何をして、いくら支給されたのか)

区長外職員4名(区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター事業担当課長及び秘書課長)は、2021年(令和3年)6月22日付けの書面で、東京商工会議所杉並支部(以下「東商杉並支部」という。)の会長から、

「講演」（「ご高話」）の依頼を受けた。

4名は、7月14、15日（水、木）、東商杉並支部主催の「幹部会議 in 軽井沢」（以下「幹部会議」という。）に旅行命令と旅費請求書兼領収書を受けて、群馬県に出張した（秘書課長は、当日公用車で帰京）。区長外3名は、軽井沢高原ゴルフ倶楽部（以下「ホテル」という。）に宿泊し、各人宿泊料25,000円を支出している。区長は、当初、15日は公務に従事しない予定で帰路交通費の支出の計上はなかったが、公務のため区役所に行くことに変更したので、産業振興センター所長と一緒に戻った。通常はホテルの無料送迎バスで軽井沢駅に送るがその便がなく、タクシーを利用して9500円を支払い、新幹線で東京駅まで移動した。（東京駅からは公用車で杉並区役所まで移動した。）区民生活部長、産業振興センター事業担当課長は、翌日15日は休暇をとり、併設のゴルフコースを回った。区民生活部長は、東商杉並支部会長と同じチームでコースを回っている。

1-2 請求の要旨（行為の違法、不当性）

① 出張そのものが不要であり、支出は不当である。

当日の次第によると、「討議」+「区長との懇談会」とあり、討議は、「杉並区政に関する要望(案)について」（以下「要望(案)」という。）とあるのに説明者は、東商杉並支部ではなく、「説明」、「杉並区の産業振興政策の動向について」と題して、杉並区産業振興センター所長と課長の2人が説明している。東商資料では、7月14～15日は「意見聴取」とあり、要望の提出は8月23日であった。

つまり、この幹部会議は、予算要望の打合せと言えるのではないか。この要望の中で実現したものはいくつかあり、9月の議会で可決した。

しかし、予算編成権のある区長が、遠い場所に移動して、要望者から直接その説明を受け、「会議」のあと酒食を共にし、そして要望のいくつかは実現する。これは「癒着」そのものではないか。区長と東商杉並支部との関係は、近しすぎると思える。区長との懇談会の演題は、前年の演題と全く同じであり、講演が本当に目的なのだろうか。出張当日は、東京都緊急事態措置発出中（令和3年7月12日～9月30日）で、県をまたいでの移動が自粛中であった時期に、軽井沢まで行く必要はなく、オンラインで十分だった（実際、オンライン参加者はいた）。また、当日は、ワクチンの受付初日で杉並区（以下「区」という。）は大騒ぎだった状況を区長は知っていたはずなのに群馬県まで出かけた。区長は遠出せずにオンラインに切替えるべきだった。幹部会議+区長との懇談会の参加時間は2時間程度であった。会議をすることが目的なら、区内にいくらでも会場があるのに、なぜこんな遠い場所に設定するのか。出張の濫用であり、不要である。よって支出は、不当である。

② 宿泊は、まして不要であるから、そのための支出は不当である

東商杉並支部の「次第」によると、幹部会議は、16:30で終了し、夕食は17時から2時間ほどであった。すると、夕食以降は公務だとも言うのだろうか。東商杉並支部と酒食を共にすることに公務性があるのか。も

しそう主張するなら、その根拠は何か。税金の使途として裁量権の範囲を逸脱しており、濫用であって不当である。秘書課長は、その日 20 時過ぎに、公用車で区に戻っている。つまり、会議が終わった後、十分区に戻れる時刻だった。区長も幹部も、宿泊すべきでなかった。

③ 宿泊は、翌日のゴルフのためであったと思える

出張の目的は、幹部会議としているが、わざわざゴルフ場併設のホテルまで行くのは、実は「会議」とゴルフがセットであることは明らかだと言わざるを得ない。車で片道 3 時間の場所を設定すること自体が不自然であり、この出張は翌日のゴルフが目的であると受け止めざるを得ない。ゴルフに参加した職員は、翌日休暇をとり帰りの交通費は請求していないが、帰りは遊んできましたは成り立たない。ゴルフの費用は、参加した職員は自費で払ったと言うものの領収書は手元にないと言う。これは大問題である。今回、区の職員も参加品をもらったそうである。その原資をもし東商杉並支部が支出していたら、「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」第 3 条 3 項「当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。」に抵触する。奢られたのではなくて、自費で支払ったことの証明ができないことになるのである。

④ 過大な宿泊費の支出は旅費条例の 37 条の第二項に違反しており違法

今回ホテル代として区が支出した金額は、所定額を大幅に超えている。杉並区職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の宿泊費規定額は、11,800 円であるが、その倍以上の 25,000 円で支出負担行為を起案し、決裁しているが、支出の根拠を、旅費条例第 37 条旅費の調整（人事課職員厚生担当課長合議）としているが、協議をどのように行ったのかが不明である。なぜ倍額に膨らむのか、支出の根拠や明細は何であるか、区長外 3 名に説明責任がある。しかもこの 25,000 円の領収書はホテルではなく、東商杉並支部の発行である。これでは領収書の意味をなさず、税金の使途のチェックが出来ていない。

以上、①、②、③、④より、今回の軽井沢での「会議」への参加は、その裁量判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いており、区長らに裁量権の逸脱濫用の違法・不当がある。よって、本来支出の必要のなかった、損害が区に生じているので、その全額、¥155,139 の旅費相当額を杉並区長に対して、返還を求める。

i-2 過去の宿泊料のうち規定額を超える額の支出分は違法である。よって差額を、区長に返還させよ。

1 請求の要旨(請求の原因となる行為と、行為の違法、不当性)

区長と幹部職員は、毎年同様に都外で幹部会議をしており、その会場は、いずれも 2021 年と同じホテルであった。区長の日程表によると、2020 年を

除いて翌日は、終日「日程保留」となっている。

2 「真正怠る事実」と、「不真正怠る事実」

宿泊費を見ると、いずれの年も、規定額の11,800円を大幅に超えている。

支出負担行為では、旅費条例第37条2項の規定に基づく調整により、人事課職員厚生担当課長の合議（協議）の上旅費を支出しているものとそうでないものもある。また、「宿泊先が指定されていた」からというものもあるが、その理由が通るのであれば、規定額を定めていることの意味が没却され、第37条の適用違反である。過去4年分の旅費の支出という財務会計行為は、住民監査請求の期間制限（地方自治法第242条の2項）に触れるが、規定額を超えた差額は、支出を受けた者の不当利得に当たる。よって区長の地位にある者は、その返還請求をする義務を負い、それをしないことは、「怠る事実」に該当する。

平成14年7月2日最高裁判決は、「真正怠る事実」と「不真正怠る事実」とを区別する判断基準を示している。それは、住民監査請求が「特定の財務会計法規に違反して違法か否かを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合は、同条二項は適用されず、それができない場合には適用されるとの判断基準」である。請求者は、旅費の支出自体を以って、違法とは主張していない。つまり、「真正怠る事実」に該当するのである。

よって、以下差額119,700円は、受領者には不当利得に当たるので、区長は返還請求をするよう求める。

2020(R02)年度	8月4日(火)	=80,000-11,800×4=32,800
2019(R01)年度	8月27日(火)	=96,000-11,800×5=37,000
2018(H30)年度	8月28日(火)	=57,000-11,800×3=21,600
2017(H29)年度	8月29日(火)	=75,500-11,800×4=28,300

ii 指定管理者の業者選定は無効である

1 なぜ、区民生活部長が軽井沢に行き、和田氏とゴルフをしたのか

幹部会議を主催した東商杉並支部の会長は、箱根植木株式会社（以下「箱根植木」という。）社長である。当時同社は、杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者に応募しており、会長は、自社が応募していたことを認識していたことになる。応募の募集要項（「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者募集要項」をいう。以下「募集要項」という。）には「留意事項」で、応募団体の関係者は、区職員との故意の接触を禁止している。選定委員会（杉並区プロポーザル選定委員会をいう。以下「選定委員会」という。）の内部委員でもある区民生活部長は、7月14日の選定委員会を欠席し軽井沢に行き、懇談会タイトルは、仮題とは言え「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」であった。なぜこのタイトルなのか？「懇親ゴルフ」で区民生活部長と会長は、7時間近く一緒にいたのに区民生活部長は、応募者に箱根植木がいることは知らなかったと言う。部長たる者が本当にそうなのだろうか。はっきりさせるべきである。

以上から、選定委員会の選定に公平性、公正性に大きな疑問が尽きない。

箱根植木による区民生活部長への接触は、失格に値すると言わざるを得ない。

よって、指定管理者の業者選定は無効であるから、指定管理料5年間（令和4年度から8年度）の指定料のうち、既支出分は返還させることを求め、未支出の分の支出は差し止めることを求める。なお、金額の内訳は、請求者においては知り得ないので、監査委員においての調査をお願いする。

以上のことから、請求人は、次の3点を請求している。

- (1) 令和3年度の旅費の返還請求
- (2) 平成29年度から令和2年度の旅費のうち不当利得分に係る返還請求
- (3) 阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料（令和4年度から同8年度まで）のうち、既支出分の返還及び未支出分の支出の差止め

4 請求の受理

本件監査請求は、令和4年4月8日の監査委員会議において、監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び吉田愛監査委員）の合議により、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと判断し、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

5 暫定的停止勧告

本件監査請求の一部に公金の支出の差止めを求めるものがあることから、受理後直ちに、地方自治法第242条第4項に規定する暫定的停止勧告の適否について審査した。暫定的停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重大な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られ、請求に理由があるという確定的な根拠までは必要ないものの、当該行為が違法であると思料するに足りる「相当な理由」があることが、その要件の一つとされている。そして、この「相当な理由」とは、社会通念上客観的にみて合理的な場合をいい、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解されているが、本件については、令和3年第3回杉並区議会定例会本会議で、議案第71号「令和3年度杉並区一般会計補正予算（第7号）」（令和4年度から同8年度までの杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の債務負担行為を含む。）及び議案第73号「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定について」が審議され、議案第71号については、同年9月24日の本会議で賛成者多数により原案は可決され、議案第73号は、同年10月15日の本会議で記名投票による採決の結果、原案は可決されている。また、令和4年第1回杉並区議会定例会本会議で、議案第17号「令和4年度杉並区一般会計予算」（令和4年度の杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料を含む。）が審議され、同年3月16日の本会議で賛成者多数により原案は可決されている。

上記のとおり、指定管理者の指定及び指定管理料（予算）については、杉並区議会（以下「議会」という。）の議決を経ており、その過程に違法と認められるところはなく、請求人からの証拠の提出はあるが、事実関係を示すにとどまってお

り、違法であることが疎明されているとまではいえないことから、当該行為が違法であると思料するに足りる「相当な理由」があるとは認められず、暫定的停止勧告を行わないこととした。

なお、請求人には、令和4年4月8日付けで暫定的停止勧告の要件に該当しないものと判断した旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年4月14日に請求人から追加の証拠（別紙1-2）が提出された。また、同年4月18日に、請求人（3名）から本件監査請求に関する陳述が行われた。

2 監査対象事項

（1）令和3年度の旅費の支出及び指定管理料の支出について

請求人は、本件宿泊費の支出は、旅費条例に違反していること及び杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の業者選定は、募集要項に違反し無効であると主張していることから、令和3年度の旅費の支出及び杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料の支出について、その違法性・不当性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

（2）平成29年度から令和2年度の旅費の支出について

① 真正怠る事実の当否について

平成29年度から令和2年度の旅費の支出については、後述する「第3 監査の結果」2事実認定（以下「第3「2事実認定」という。）（2）①表2のとおり、当該行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している。

請求人は、不当利得返還請求権等の発生原因たる財務会計上の行為として、条例の規定額を超えた差額分は、真正怠る事実になるため、期間の制限はないと主張している。

昭和62年2月20日最高裁判所判決によれば、怠る事実に関する監査請求については、地方自治法第242条第2項の監査請求期間に関する規定が適用されないものと解されているが、当該監査請求が、当該地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとしている。

また、請求書においても引用されている平成14年7月2日最高裁判所判決によれば、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合は真正怠る事実であり、そうでない場

合は、不真正怠る事実として期間制限を受けることになるとし、不正談合行為に基づく損害賠償請求権の不行使は、必ずしも財務会計上の行為の是非を判断しなくても客観的にその違法が判断できるものであり、当該不正談合行為に基づく損害賠償請求権の不行使は、真正怠る事実であると認定している。

上記平成 14 年の判例は、不正談合行為により、当該談合に関わった者が逮捕され刑が確定していたことや、当該行為により県と不当に高額の代金で請負契約を締結して県に損害を与えていることが明白であったことから、財務会計上の行為の是非を判断しなくても客観的にその違法が判断できるものとしたものである。

本件について、請求人が主張する旅費の差額分については、上記平成 14 年の判例のように客観的にその違法が判断できるとまではいえず、監査委員において、当該行為が財務会計法規に違反して「違法」であるか否かの判断をしなければならない関係にある場合（不真正怠る事実）であると判断する。

よって、本件監査請求は、当該財務会計上の行為のあった日を基準として地方自治法第 242 条第 2 項本文に定める監査請求期間の制限を受けるものと解するのが相当であり、平成 29 年度から令和 2 年度までに支出された財務会計上の行為（旅費の支出）については、監査請求期間をいずれも徒過していると判断する。

② 請求期限について

請求書には記載されていないが、本件請求の請求期限について、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きに規定する「正当な理由」に該当するかの有無について、あわせて判断する。

地方自治法第 242 条第 2 項本文が監査請求の期間制限を定めているのは、監査請求の対象となる行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、普通地方公共団体の機関、職員の行為である以上、いつまでも住民が争いうる状態にしておくことは法的安定性を確保する上から好ましいことではないため、速やかにこれを確定させようとすることにある。

昭和 63 年 4 月 22 日最高裁判所判決では、「当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによつて判断すべきものといわなければならない。」としている。

平成 29 年度から令和 2 年度までに開催された東商杉並支部主催の幹部会議については、後述する第 3 「2 事実認定」(2) ②のとおり、杉並区公式ホームページに、それぞれ日程終了後、1 か月程度で掲載され、誰でも閲覧することができるようになっていて、情報は積極的に公開されており、本件監査請求をしようとする住民であれば、当該ホームページにもとづき、相当な注意をもって調査すれば、本件支出の存在を知ることができた。

③ 正当な理由の当否について

よって、上記①及び②のとおり、平成 29 年度から令和 2 年度の旅費の支出については、地方自治法第 242 条第 2 項に定める当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過し、「正当な理由」に該当しないものであり、却下を相当とする。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部（秘書課・人事課職員厚生担当）、区民生活部（管理課・地域課地域施設担当）及び産業振興センターを本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和 4 年 4 月 15 日付けでその提出を受けるとともに、同年 4 月 18 日に説明聴取を行った。

区長の抗弁書（以下「抗弁書」という。）（別紙 2-1）の要旨は、次のとおりである。

なお、抗弁書の記載内容の一部に誤りがあったため同年 4 月 28 日付けで一部修正の書面（別紙 2-2）の提出を受けた。

(1) 「東京商工会議所杉並支部幹部会議」への出張

① 令和 3 年度の旅費支給

ア 出張の必要性

東商杉並支部は、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づき、商工業者を会員として設立された非営利法人である。東商杉並支部では、同法第 9 条第 1 項第 1 号に規定する事業の一環として、毎年 8 月頃に幹部会議を開催している。区では、区内の産業振興政策を推進する一環として幹部会議等に参加している。区政のパートナーである関係団体の会議への参加は、地方公共団体の事務として当然に認められるべきものであり、東商杉並支部と区の関係が「癒着」、「近しすぎると思える」及び「裁量権の逸脱濫用」とする請求人の指摘は当たらない。

幹部会議 2 日前に、東京都に対する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、県境をまたぐ不要不急の移動の自粛が要請されたことを受け、区から東商杉並支部に連絡したところ、長引くコロナ不況の中で現場の声を直接伝え、率直に意見交換する機会であり、感染予防対策に万全を期すので、区長等の参加を強く希望する旨の要請があった。このことを踏まえ、コロナ禍の影響が長期化し、今後の産業振興施策等に関する直接の意見交換を行う機会は重要であり不要不急には当たらないこと、オンラインによる参加では、発言の真意が伝わりにくいこと等を総合的に考慮し、予定どおり出張・参加することとした。幹部会議では、活発な意見交換が行われ、その意見交換を踏まえて、区は、令和 3 年杉並区議会第 3 回定例会に中小企業資金融資あっせん条例の改正案及び補正予算案を提案し、新型コロナウイルス感染症対策特例資金の拡充等が実現するなど、大変有意義な機会であったと受け止めており、出張そのものが不要とする請求人の指摘は当たらないと考える。

また、杉並保健所からは毎日業務の報告を受け、出張中も携帯電話等に

より必要な指示等ができ、業務に支障は生じないと判断し、出張することにしたものである。幹部会議の議題「杉並区政に関する要望(案)」で区は、「杉並区の産業振興政策の動向について」を説明したが、要望(案)については東商杉並支部が説明しており、請求人の指摘は誤りである。また、令和3年度の幹部会議、「区長との懇談」のテーマは「杉並区における新型コロナウイルスの接種状況とコロナ以後の区政運営について」であり、前年度のテーマ「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」と同一とする請求人の指摘は誤りである。

イ 宿泊の必要性等

例年、幹部会議、その後の夕食は、東商杉並支部の幹部と区長・区管理職が率直な意見交換を行う場である。会場は、軽井沢駅まで車で約45分かかり、夕食後は、駅までの送迎バスの運行もない。幹部会議後の夕食時においても午後7時過ぎまで意見交換を行っている。仮に夕食後にタクシー等を利用した場合、自宅到着時刻が宿泊出張の目安となる午後10時を過ぎるため、公務として十分に意見交換を図るには宿泊の必要性がある。「税金の使途として裁量権の範囲を逸脱しており、濫用であって不当である」及び「宿泊は翌日のゴルフのためであったと思える」とする請求人の指摘は当たらないと考える。なお、区民生活部長及び産業振興センター事業担当課長は、翌15日は、年次有給休暇及び夏季休暇を上司の承認を受けて取得し、自費によりゴルフコンペに参加していることから、帰路の旅費(交通費)は、区の「旅費の手引き(総務部人事課給与福利係)令和3年5月改定」(以下「旅費の手引き」という。)に基づき支出していない。

ウ 宿泊料の妥当性

幹部会議の参加費用は、東商杉並支部から1名当たり25,000円と示されており、宿泊料のほか、夕食費及び翌日の朝食費を含めた参加に要する総額となっている。この25,000円は、旅費条例別表第2に定める宿泊料の額を超えるため、旅費条例第37条第2項に基づく「杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について(依命通達)」(平成26年3月1日杉並第67017号。以下「依命通達」という。)の条例第37条関係中第2項1の規定により支給したものである。このため、過大な宿泊料の支出は旅費条例違反であるとする請求人の指摘は当たらないと考える。また、旅費を支給する際の支出負担行為においては、いずれも総務部職員厚生担当課長に合議を行い、依命通達の内容に該当していることを確認するなど所定の手続を踏んでおり、請求人の指摘は誤りである。

② 平成29年度から令和2年度までに開催された幹部会議に係る旅費支給

平成29年度から令和2年度までに開催された幹部会議に区長・区管理職が参加した際の旅費支給については、いずれも旅費の支給に係る行為から1年を経過しており、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、当該請求は不適法なものであると考える。

(2) 阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定

- ① 区民生活部地域課（以下「所管課」という。）は、選定委員会の第1次審査（書類審査）では、書類に事業者名の記載はせず、特定される部分にはマスキングを施し各委員に送付し、第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）では、参加事業者から事業者名が特定されないようにしていた。
また、第3回選定委員会で指定管理者候補者が決定した後、各委員に対し、応募事業者名（4事業者分）を伝達している。なお、委員と応募事業者との間の利害関係の発生や応募団体から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員の職名・氏名等の公表を選定期間中はしておらず、区議会への報告後、区ホームページで公表している。
- ② 令和3年9月15日（水）所管課から東商杉並支部に確認したところ、東商杉並支部の会長は、区民生活部長が選定委員会の委員であることを承知していなかったとのことである。
- ③ 区民生活部長が幹部会議に参加したのは、「出張の必要性」に記載した経緯・理由により、公務としての必要性から出張・参加したものである。
区民生活部長と同じ組でゴルフをした東商杉並支部の会長との間では、選定委員会に関係するやりとりは一切行っておらず、第3回選定委員会は、第1次・第2次審査を通じて最上位の審査点数を得た事業者を選定している。
- ④ 「故意の接触」とは、区の「指定管理者制度の手引（令和2年10月改訂版）」（以下「指定管理者制度の手引」という。）で「故意（不正行為目的）」とされており、東商杉並支部の会長が、幹部会議とその翌日を通して、自らの事業者を優位にする等が行われた事実はなく「故意の接触」に該当しない。
- ⑤ 当該指定管理者の指定に係る議案及び指定管理料に係る予算案は、区議会本会議において、採決の結果、可決・成立している。

以上のとおり、当該指定管理者の指定に至る一連の手続きはすべて適切に行われていることから、請求人の指摘は当たらないものと考えらる。

第3 監査の結果

1 結論

本件監査請求については、令和4年5月17日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び吉田愛監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、平成29年度から令和2年度までの旅費の支出に係る請求については、これを却下し、令和3年度の旅費の支出及び阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料の支出に係る請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 事実認定

(1) 令和3年度の区長外職員の旅費の支出について

- ① 令和3年6月22日付けで、東商杉並支部から会長名で、同年7月14日に実施する幹部会議への臨席及び高話を依頼する通知（以下「依頼通知」とい

う。)が区に届いた。

この依頼通知には、「1. 開催日 2021年7月14日(水)～15日(木)」、「2. 会場 軽井沢高原ゴルフ倶楽部」、「3. テーマ「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮)」、「4. 参加費 25,000円」、「5 スケジュール(予定)」が記載されていた。

- ② 旅費の手続きについては、依頼通知に基づき、表1のとおり、支出負担行為、支出命令を経て、区長外職員に支出されていた。

表1

金額：(円)

年度	支出金額	支出対象者	支出負担行為		支出命令		支払日
			決裁日	支出金額	決裁日	支出金額	
令和 3	155,139	区長	7月2日	28,300	7月2日	28,300	7月9日
		産業振興センター所長	7月2日	38,820	7月2日	38,820	7月9日
		産業振興センター事業担当課長	7月2日	33,010	7月2日	33,010	7月9日
		秘書課長	7月2日	600	7月2日	600	7月9日
		区長	7月23日	21,200	8月13日	21,200	8月25日
		産業振興センター所長					
		区民生活部長	7月2日	33,209	7月2日	33,209	7月9日

- ③ 令和3年7月14日に、幹部会議が開催された。

区長、区民生活部長、産業振興センター所長及び産業振興センター事業担当課長は、宿泊し、秘書課長は庁有車で、同日20時30分に本庁舎へ戻った。

- ④ 翌15日の区長の予定は、公務が入っていなかったため、帰路の交通費は当初計上されていなかったが、14日に公務(来客等)の予定が入ったため、予定を変更し、帰庁した。その際、午前中は、軽井沢駅行のホテルの無料送迎バスがなかった等、タクシー以外での移動ができなかったため、タクシーを利用し9,500円を支出した。

軽井沢駅からは、新幹線(グリーン車)を利用し東京駅まで乗車した。

東京駅からは、庁有車で本庁舎に戻り、14時40分から区長室で来客対応等の公務を行った。

また、15時から公務があり、帰庁する予定であった産業振興センター所長は、当初、ホテルの無料送迎バスがあれば利用し、無料送迎バスがなければタクシーを利用しようと考え、軽井沢駅までの旅費を請求していなかった。

上記のとおり、区長がタクシーで帰庁することになったことから、区長に同行し帰庁した。

- ⑤ 令和3年9月9日から10月15日まで開催された令和3年杉並区議会第3回定例会において、本会議、総務財政委員会、区民生活委員会、決算特別委員会の中で、区長外職員の出張について、質疑応答が行われた。また、同年11月15日から12月3日まで開催された令和3年杉並区議会第4回定例会の本会議及び令和4年2月9日から3月16日まで開催された令和4年杉並区議会第1回定例会の本会議の中でも質疑応答が行われた。

(2) 平成 29 年度から令和 2 年度までの区長外職員の旅費の支出について

① 平成 29 年度から令和 2 年度までの区長外職員の旅費については、表 2 のとおり、支出負担行為、支出命令を経て区長外職員に旅費が支出されていた。

表 2

金額：(円)

年度	支出金額	支出対象者	支出負担行為		支出命令		支払日
			決裁日	支出金額	決裁日	支出金額	
平成 29	110,700	区長	8月4日	23,300	8月10日	23,300	8月25日
		産業振興センター所長	8月4日	26,600	8月10日	26,600	8月25日
		秘書課主査	8月4日	600	8月10日	600	8月25日
		地域活性化担当部長	8月7日	26,600	8月14日	26,600	8月24日
		まちづくり担当部長	8月10日	33,600	8月10日	33,600	8月23日
平成 30	96,000	区長	8月3日	23,300	8月13日	23,300	8月24日
		産業振興センター所長	8月3日	26,600	8月13日	26,600	8月24日
		秘書課長	8月3日	600	8月13日	600	8月24日
		地域活性化担当部長	8月21日	26,600	8月21日	26,600	8月24日
		まちづくり担当部長	8月13日	6,500	8月13日	6,500	8月23日
		まちづくり担当部長	9月6日	5,900	9月6日	5,900	9月19日
		経理課長	8月13日	6,500	8月14日	6,500	8月24日
令和 元	183,500	区長	8月5日	23,300	8月7日	23,300	8月23日
		産業振興センター所長	8月5日	27,100	8月7日	27,100	8月23日
		秘書課長	8月5日	600	8月7日	600	8月23日
		総務部長	8月8日	24,800	8月13日	24,800	8月22日
		経理課長					
		地域活性化担当部長	8月13日	68,200	8月13日	68,200	8月23日
		オリンピック・パラリンピック連携推進担当課長					
		都市整備部長	8月14日	39,500	8月14日	39,500	8月22日
		まちづくり担当部長					
令和 2	148,180	区長	7月21日	23,300	7月22日	23,300	7月30日
		産業振興センター所長	7月21日	34,220	7月22日	34,220	7月30日
		秘書課長	7月21日	600	7月22日	600	7月30日
		産業振興センター所長	8月6日	9,500	8月11日	9,500	8月21日
		区民生活部長	7月22日	28,210	7月22日	28,210	7月30日
		保健福祉部長	7月15日	28,210	7月21日	28,210	7月29日
		まちづくり担当部長	7月21日	24,140	7月21日	24,140	7月30日

② 平成 29 年度から令和 3 年度までの本件出張については、杉並区公式ホームページの「区長の部屋」－「区長の行動日程」の中で、以下について掲載されている。通常、当月分に行った行動日程を、翌月（1 か月以内）に更新している。

ア 平成 29 年 8 月

8 月 29 日（火曜日）

出張（東京商工会議所杉並支部 正副会長・分科会長・ブロック長会議）
東京商工会議所杉並支部の正副会長、分科会長、ブロック長が集まる会議において「オリンピック・パラリンピックを契機とした杉並区の地域活性化について」というテーマで講演し、区長及び所管部長から、台湾を中心とした国際交流やまちづくりに関する主な取り組み、観光事業の概要などを説明し、意見交換を行いました。

場所：群馬県長野原町

「会議参加者に向け講演を行いました。」と題した写真

イ 平成 30 年 8 月

8 月 28 日（火曜日）

出張（東京商工会議所杉並支部幹部会議）

東京商工会議所杉並支部の正副会長など支部役員が集まる会議において「オリンピック・パラリンピックを契機とした杉並区の地域活性化について」というテーマで区長が講演し、区長及び所管部長から、聖火リレーやボランティアに関する主な取り組みや、交流自治体等との住民間交流としてホームステイやホームビジット、永福体育館のビーチバレーコートの活用などを説明し、意見交換を行いました。

場所：群馬県吾妻郡長野原町

「会議の様子」と題した写真

ウ 令和元年 8 月

8 月 27 日（火曜日）

出張（東京商工会議所杉並支部幹部会議）

場所：群馬県吾妻郡長野原町

エ 令和 2 年 8 月

8 月 4 日（火曜日）

出張（東京商工会議所杉並支部幹部会議）

場所：群馬県吾妻郡長野原町

オ 令和 3 年 7 月

7 月 14 日（水曜日）

出張（東京商工会議所杉並支部幹部会議）

場所：群馬県吾妻郡長野原町

（3）阿佐谷地域区民センター外 3 施設の指定管理料の支出について

- ① 令和 3 年 4 月 21 日に杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づく選定委員会が設置された。
- ② 所管課は、令和 3 年 4 月 28 日に募集要項の公表を行った。
- ③ 所管課は、同年 4 月 30 日（金）から 5 月 13 日（木）まで、説明会参加申込の受付を行った。
- ④ 所管課は、同年 5 月 18 日（火）、参加を申し込んだ事業者に対し、説明会

を行った。

- ⑤ 所管課は、同年6月3日（木）から同年6月11日（金）まで応募の受付を行い、4事業者が応募をした。
- ⑥ 同年7月14日（水）第1次審査（書類審査）が行われ、3事業者が第1次審査を通過した。なお、委員である区民生活部長は、欠席した。
- ⑦ 同年8月4日（水）第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の結果、オーチャー・箱根植木共同事業体を候補者に選定した。
なお、区職員でない委員1名は、審査会を欠席した。
- ⑧ 同年8月30日（月）経営会議で、区として指定管理者の候補者を決定し、指定に係る議案を令和3年杉並区議会第3回定例会に提出することを決定した。
- ⑨ 令和3年9月14日の令和3年第3回杉並区議会定例会本会議で、議案第71号「令和3年度杉並区一般会計補正予算（第7号）」（令和4年度から同8年度までの杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の債務負担行為を含む。）及び議案第73号「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定について」が上程され、議案第71号は総務財政委員会に、議案第73号は区民生活委員会にそれぞれ付託され、議案第71号は、同年9月22日の総務財政委員会で、賛成者多数により原案を可決すべきものと決定され、同年9月24日の本会議で賛成者多数により原案は可決された。
また、議案第73号は、同年9月15日の区民生活委員会で、賛成者多数により原案を可決すべきものと決定され、同年10月15日の本会議で記名投票による採決の結果、原案は可決された。
当該定例会では、区長外職員の出張及び指定管理者の指定について、本会議の一般質問、総務財政委員会、区民生活委員会、決算特別委員会において、質疑応答が行われた。
- ⑩ 区は、杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定の議決を受け、令和3年10月21日付け杉並区告示第513号により、オーチャー・箱根植木共同事業体を、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）、同施設の管理を行わせるもの（指定管理者）として告示した。
- ⑪ 令和4年2月16日の令和4年第1回杉並区議会定例会本会議で、議案第17号「令和4年度杉並区一般会計予算」（令和4年度の杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料を含む。）が上程され、予算特別委員会に付託された。
そして、同年3月15日の同委員会で賛成者多数により原案を可決すべきものと決定され、同年3月16日の本会議で賛成者多数により原案は可決された。
- ⑫ 区と指定管理者は、令和4年3月31日付けで、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例第18条並びに杉並区立公園条例第21条の7の規定に基づき、杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設（杉並区立阿佐谷地域区民センター、杉並区立阿佐谷けやき公園、杉並区立梅里区民集会所、杉並区立梅里中央公園）の管理に係る「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結した。

- ⑬ 区と指定管理者は、基本協定書に基づき、令和4年4月1日付けで、杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の管理運営に関する令和4年度協定書（以下「年度協定書」という。）を締結した。

年度協定書第4条では、指定管理料は、四半期ごとの前払いとし、指定管理者は、四半期の開始月に指定管理料の支払いに関する請求書を区に送付し、区は、同請求書を受領してから30日以内に、指定管理者に対して指定管理料を支払うものとすることが定められている。

令和4年度の指定管理料に係る各四半期の支払金額は次のとおりである。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計金額
29,328,940円	29,328,940円	29,328,940円	29,328,939円	117,315,759円

3 判断

令和3年度の旅費の支出は、地方自治法第242条第1項で定める「公金の支出」に該当し、指定管理料の支出は、同条第1項で定める「公金の支出」及び「契約の締結若しくは履行」に該当する。

以下、それらの違法・不当性の有無を判断する。

(1) 区長外職員の旅費の支出の違法・不当性について

① 出張の必要性について

ア 商工会議所については、商工会議所法第1条で、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与すること及び第2条第1項で、商工会議所は、法人とすることが定められている。

そして、同法第4条第1項で、営利を目的としてはならないとし、第2項で、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならないと定めており、法に基づく営利を目的としてはならない組織（法人）と位置付けられている。

また、同法第6条において、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするとし、同法第9条で、その目的を達成するために行う事業を定めている。

請求人は、幹部会議の次第のうち、討議は、「杉並区政に関する要望(案)について」とあるのに、説明する人は、この要望(案)を作成した東商杉並支部の事務局ではなく、杉並区産業振興センター所長と課長の2人が説明しているとし、予算編成権のある区長が、県をまたいで移動して、要望者から直接その説明を受け、会議のあとは、酒食を共にし、そして要望のいくつかを実現することについては、「癒着」そのものではないかと主張する。

この件について、令和4年5月2日の監査委員会会議において、監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び吉田愛監査委員）は、所管部局から提出された産業振興センター所長が説明の際に使用した新基本構想に関する資料、事業担当課長が説明の際に使用した新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策に関する資料及び区

長が説明の際に使用した杉並区における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に関する資料を閲覧した。

これらの資料によれば、各人は、当該資料により、それぞれの説明を行ったものと認められる。

この点について、東商杉並支部に照会したところ、東商杉並支部の事務局長から、要望(案)の説明については、同事務局長が行った旨の回答があった。

したがって、要望(案)を説明した者は、東商杉並支部の事務局長であったと認められる。

また、東商杉並支部が、区に対し予算要望を行うことは、同法第9条第1項第1号の規定による事業であると解することができる。

なお、東商杉並支部が、同法第9条第1項第1号の事業を達成するために、毎年、幹部会議を開くこと、会議の開催日、開催場所、会議の内容、参加費を決めること、区長外職員の出席を求めることは、東商杉並支部の裁量の中で行われるものであり、幹部会議が、同法第4条に反して営利を目的としているものではないと認められる。

イ 請求人は、幹部会議への出席は、その裁量判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いており、区長らに裁量権の逸脱濫用の違法・不当があると主張する。

地方自治法では、普通地方公共団体の長について、同法第147条で、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表すること、同法第148条で、事務を管理し、これを執行すること、また、同法第149条で、予算を調製し、これを執行することなどが定められており、普通地方公共団体の長は、広範かつ重要な職責を有しているものである。

この点につき、平成20年5月28日東京高等裁判所判決では、知事の職責は、都政全般にわたる広範なものであり、時間や場所を問わないものであって、知事としての活動は、非公式なものを含めた多種多様な形態を取るものと考えられるから、その活動が都庁舎内のみで行われるとか、日報に記載されたものに限られるとかいったものでないことは明らかであると判示している。これは、区長についても、ほぼ同様のことが言える。

上述のとおり、区長の職責は、区政全般にわたる広範なものであり、時間(時期)や場所を問わないものであることから、その裁量判断が違法又はおよそ公務と関連しないものであることが明らかでない限り、本件出張の必要性の判断は、選挙により区民の信託を受けた区長がその責任において行うべきものである。

したがって、国が、新型コロナウイルス感染症の再拡大が続く中、令和3年7月12日に東京都に対し4回目の緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出等の自粛が要請された状況下で、区長が、都県境を越えて本件幹部会議に出席したことも、区長がその責任において必要と判断し公務として行ったものであり、そのことが社会通念に照らし著しく妥当性を欠いている、あるいは、裁量権の逸脱濫用であるとは言えない。

② 区長外職員の旅費の支出について（令和3年度）

請求人は、幹部会議への参加は、違法・不当があるので、本来支出の必要のなかった令和3年度の旅費相当額（全額）について、区に損害が生じていると主張する。

本件出張については、前述①のとおり、違法・不当は認められないが、区長外職員の旅費の支出について、以下、検討する。

杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第3条第1項では、区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給するとし、同条第2項では、旅費の種類は、「旅費条例」の適用を受ける職員の例によるとして、区長等の旅費の額を、別表第2で定めている。

また、区長等給与条例第4条第3項では、旅費の支給方法は、「旅費条例」の適用を受ける職員の例によると定めている。

なお、区の「旅費の手引き」第3章内国旅行（近接地外旅行）の1 鉄道賃（1）あらましの表中で、特別車両料金（グリーン料金）は、特別職等の職務にあるものに限ると記載されている。

旅費条例第3条第1項では、職員が出張した場合には、その職員に対し、旅費を支給するとし、旅費条例第4条第1項では、出張（旅行）には、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならないと定めている。

また、旅費条例第37条第2項では、「任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる」とし、区は、特別区人事委員会委員長宛、平成26年2月21日付け25杉並第57458号「職員の旅費の調整について（協議）」により、職員の旅費の調整について、以下の事項を協議している。

1 協議内容

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において、宿泊施設が指定されており、かつ、当該職員について条例で定める宿泊料定額を超える宿泊料金を必要とする場合、宿泊料として当該宿泊料金を支給する。

(2) (略)

(3) 区長、議員等特別職の公務員に随行し、車中、船中、機中又は宿泊施設において行動を共にする必要がある旅行で、当該職員について条例で定める鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を超える額の鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を必要とする場合、当該鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を支給する。

(4) (略)

2 適用年月日

平成26年3月1日

当該協議事項については、杉並区長宛、平成26年2月28日付け25特人委給第505号「職員の旅費の調整について（回答）」により同意されており、

当該同意を得て定めた依命通達「条例第 37 条関係」第 2 項において、「任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合」とは次の場合とするとして、上記協議内容第 1 号及び第 3 号が定められていた。

また、区の「旅費の手引き」第 1 章 総則「6 旅費の計算」(5) 旅費の区分の中で「旅行の前後に年次有給休暇を取得した場合」の処理について、「出張先を出た以降の旅費は請求できません。」と記載されており、第 3 章内国旅行(近接地外旅行)「6 宿泊料」(2)では、次のとおり記載されている。

(2) 宿泊料の調整等

① (略) 指定された宿泊料金が正規の宿泊料定額を上回っている場合は、職員厚生担当課長に協議して増額支給します(*)。また、当該旅費を含む起案を行う際には、職員厚生担当課長に合議願います。

②から⑤まで (略)

⑥ 特別職等に随行する一般職員は、当該特別職等相当の宿泊料を支給することができます。

(注) 上記で(*)がついている場合、旅費請求に際しては必ず額に係る根拠書類又は関係書類(会議の開催通知文の写し等)の添付が必要です。

※ 宿泊を必要とする旅行の自宅の出発時間及び帰宅時間については、午前 6 時及び午後 10 時を目安とし、弾力的に運用、判断します。

平成 15 年 1 月 17 日最高裁判所判決では、「地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており(同法 32 条)、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない」としている。

これを本件についてみると、上記第 3 「2 事実認定」(1) ②表 1 のとおり支出されており、条例等の規定に基づき、旅行命令及び職員厚生担当課長の協議を経て、旅費が支出されていた。

なお、職員厚生担当課長の協議については、「宿泊施設が指定されており、かつ、当該職員について条例で定める宿泊料定額を超える宿泊料金を必要とする場合」に、添付資料等により総合的に支出の必要性を判断するものであり、単にその内訳の記載がないことだけでは、違法な支出とは言えない。

③ 区長等の帰路の旅費の支出について

区長等の帰路の旅費についても併せて検討する。

区の「旅費の手引き」第3章内国旅行（近接地外旅行）中「4 車賃」の中では、「タクシー及びハイヤーの利用については、公務上必要とされ、かつ、次の場合に限られ、実費額により支給します。この場合、あらかじめ職員厚生担当課長に協議のうえ、請求時には必ず領収書又は支出命令権者が発行する確認書を添付する必要があります。また、当該旅費を含む起案は、職員厚生担当課長の合議が必要です。」と記載されている。

本件については、上記第3「2 事実認定」(1)②表1のとおり支出されており、当該支出に係る支出負担行為の決裁では、職員厚生担当課長に合議されていることが認められ、給与等支払精算書には、帰路のタクシー代及び電車賃の領収証が添付されていた。

なお、タクシー等の利用に際しては、区の「旅費の手引き」第3章内国旅行（近接地外旅行）中「4 車賃」の中で「あらかじめ職員厚生担当課長に協議」することになっているが、公務を行う上では、予定を変更し、タクシーを利用することは十分考えられる。上記第3「2 事実認定」(1)④とおり、当日、タクシーを利用したことは、やむを得ないものであり、事後に職員厚生担当課長に協議しており、手続きに違法性は認められない。

また、産業振興センター所長の帰路のグリーン車の利用についても、上記依命通達「条例第37条関係」第2項第3号により定められており、違法な支出は認められない。

以上のことから、令和3年度の区長外職員の旅費の支出について、いずれも違法・不当性は認められない。

(2) 指定管理料の支出の違法・不当性について

請求人は、「選定委員会の選定に公平性・公正性に大きな疑問が尽きない」とし、箱根植木による区民生活部長への接触は、失格に値することから、指定管理者の業者選定は無効であると主張し、このことから指定管理期間5年間の指定管理料のうち、既支出分は、返還させ、それ以外の支出は差し止めることを求めている。

「指定管理者の指定」については、平成18年9月14日の大阪地方裁判所判決は、指定管理者には、公の施設が本来の目的を達成できるようにするため、当該公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし付属設備の維持、修繕、使用関係の規則等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものである。したがって、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う「行政管理的行為」であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財務会計上の行為」には当たらないと判示している。

しかしながら、指定管理料の支出は、「財務会計上の行為」に当たるため、そ

の違法性・不当性の判断を行うには、「指定管理者の指定」は密接な関係にあるため、併せて検討することとする。

地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）では、指定管理者制度について、同条第3項で、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができるとし、同条第6項で、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと定めている。

また、区の「指定管理者制度の手引き」では、指定管理者制度を導入するときは、公募を原則とすること、選定は、公平性・公正性の確保の観点から、プロポーザル方式による候補者の選定を行うこととし、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき選定委員会を設置することが記載されている。

区の「指定管理者制度の手引き」第4章「4 募集要項の記載事項」では、募集要項に次の事項を明示することが記載されている。

(14) 失格事項等

ア及びイ（略）

ウ 審査の公平性・公正性を害する行為があった場合。特に選定委員会設置から区が意志決定するまでの間、応募団体（応募予定者の関係者含む）が選定委員及びこの募集に関わる区職員と故意（不正行為目的）に接触（現地確認・説明会への参加、募集要項に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。

エ及びオ（略）

また、募集要項第5章「5 留意事項」では、以下が記載されている。

(1) 関係者との接触の禁止

応募団体の関係者（応募予定団体の関係者を含む）は、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員との故意の接触（現地確認・説明会への参加、要項に定められた質問、他業務等の正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 及び(3)（略）

(4) 失格

次の場合、応募団体は失格となります。

①及び②（略）

③ 応募団体が、参加資格を満たさなくなった場合

④ 応募団体に、審査の透明性や公正を害する行為があった場合

⑤ その他、応募に当たり著しく信義に反する行為があった場合

請求人は、箱根植木による区民生活部長への接触は、失格に値すると言わざるを得ないと主張するが、本件に限らず、区は、選定委員会による指定管理者候補の選定に当たっては、選定が終了するまで委員の氏名を公表していない。

このため、東商杉並支部会長は、区民生活部長が委員であることを確定的には知り得なかったと認めることが相当である。

また、東商杉並支部会長の接触が不正行為目的であったことを示す証拠も存しないことから、指定管理者の候補者の選定に違法性・不当性があるとまでは言うことができない。

本件「指定管理者の指定」については、上記第3「2事実認定」(3)のとおり、法令等の定めに従い、令和3年第3回区議会定例会で、議案第73号「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定について」及び議案第71号「令和3年度杉並区一般会計補正予算(7号)」(令和4年度から同8年度までの杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の債務負担行為を含む。)は、本件区長外職員の出張についての質疑応答が行われた上で、議会の議決(可決)を経ている。

また、令和4年第1回杉並区議会定例会で、議案第17号「令和4年度杉並区一般会計予算」(令和4年度の杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料を含む。)も同様に議会の議決(可決)を経ており、いずれもその過程において違法性・不当性は認められない。

したがって、上記の各議決(可決)を受けて締結された基本協定及び年度協定による指定管理料の支出に違法性・不当性は認められない。

よって、令和3年度の旅費の支出及び阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料の支出に係る請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 まとめ

以上のことから、本件監査請求のうち、平成29年度から令和2年度までの旅費の支出に係る請求については、これを却下し、令和3年度の旅費の支出及び阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理料の支出に係る請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

別 紙

区長外職員の出張及び契約行為に関する杉並区職員措置請求書

2022 (令和4) 年3月25日

監査委員様

請求者 (代表)

住所

氏名 (自署)

A

外40名 (別紙)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します

i-1 区長外職員4名の出張について

1-1 請求の要旨 (請求の原因となる行為: 誰が、いつ、どこで、何のために、何をして、いくら支給されたのか)

A

区長外職員4名の4名とは、A 区民生活部長、B 産業振興センター所長、C 産業振興センター事務担当課長、および秘書課長である。

5名の行動および支出パターンが異なるため、別紙 (請求者作成 事実証明書●1) にまとめた。区長らの行動や支出金額などは、すでに情報公開請求されている。請求者は、それらを入手したので、それを使用する (事実証明書●2)。

以下その概略を説明する。なお、区長は特別職公務員であるため、勤務時間の定めがないことを、最初に指摘しておく。ただし「公務」の概念は適用される。

区長および職員 ABC の4名は、2021 (令和3) 年6月22日付けの書面で、東京商工会議所杉並支部 (以下、東商杉並支部) の会長である、和田新也氏から、「講演」 (「ご高話」) の依頼を受けた (事実証明書●3。4枚)。4名は、7月14、15日 (水、木)、主催の「幹部会議 in 軽井沢」にて旅行命令と旅費請求書兼領収書 (事実証明書●4) を受けて、群馬県に出張した。この「講演」依頼が、出張のための必須要件であるかどうか、請求者は行政の仕組みに不案内なので、分からない。



なお秘書課長は、運転手とともに当日公用車で帰京して（杉並着 20 時半）おり、宿泊を要しない旅行であるので、出張雑費の支出のみ（600 円）受けている（事実証明書●5）。

区長外3名は、会場であるホテル「軽井沢高原ゴルフ倶楽部」（群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032）にその晩、宿泊した。各人宿泊料25,000円を支出されている。

区長田中氏の往路は、秘書課長と共に公用車で移動しているので交通費の実費支出はない。雑費 2,200 円を支給されている。

田中氏は、当初の支出負担行為、支出命令の時点では、15日は公務には従事しない予定であったので、帰路交通費の支出は計上されていなかった。しかし、翌15日、田中氏は公務のため区役所に行くことに変更したので、職員 B（もともと、ゴルフはせずに翌日区役所に戻る予定だった）と一緒に戻った。なお、ホテルの最寄りの駅（軽井沢駅）からは、車で40分かかる。通常はホテルの無料バスで送るが、その便がなくて利用できないということで、タクシーを利用して、9500円支払っている。さらに新幹線で東京駅まで移動した。これらの交通費は当日のうちに支給されている（事実証明書●4。区長分）。東京駅には、公用車が迎えに来て、杉並区役所まで移動した。

職員 A、C は、翌日15日は休暇をとり、併設のゴルフコースを回った。ちなみに、職員 A は区民生活部長で、東京商工会議所杉並支部会長和田新也氏と同じチームでコースを回っている。職員 C が誰とコースを回ったかは、請求者は把握していない。

情報公開請求で入手した資料から、全5名の旅費と宿泊費及び手当を、一覧表にまとめた（請求者作成 事実証明書●1）。

1-2 請求の要旨（行為の違法、不当性）：

- ① 出張そのものが不要であり、支出は不当である
 - ② 宿泊は、まして不要であるから、そのための支出は不当である
 - ③ 宿泊は、翌日のゴルフのためであったと思えるから不要である。
 - ④ 過大な宿泊費の支出は旅費条例の37条の第二項に違反しており違法以下、その詳細を述べる。
- ① 出張そのものが不要であり、支出は不当である



当日の次第（事実証明書●6）によると、「討議」＋「区長との懇談会」とあって、その内容は、討議の方は、「杉並区政に関する要望(案)について」（事実証明書●7）（内容は、区政と予算への要望。お役所的には、いわゆる「予算要望」である）とあるのに、説明する人は、この要望(案)を作成した東商杉並支部の事務局ではなくて、「説明」として「杉並区の産業振興政策の動向について」と題して、杉並区産業振興センター所長と課長の2人が説明している。なお、東商資料「要望提出までのスケジュールと留意事項」では、7月14～15日は「意見聴取」とある。要望の提出は8月23日であった。つまり、この「幹部会議」は予算要望の打合せと言えるのではないか。総務部長は、答弁で「意見交換」と称していた。この要望の中で実現したものはいくつかある。例えば「新型コロナウイルス感染症対策特例資金の維持・拡充」は、9月の議会で可決した。東商杉並支部のニュース38でも、実現しましたと報じられている。しかし、これはいかなるものだろうか。予算編成権のある区長が、遠い場所に移動して、要望者から直接その説明を受ける。その「会議」のあとは、酒食を共にする。そして要望のいくつかは実現する。これは「癒着」そのものではないか。そうやって税金の使い道を決めていることを、請求者は今回初めて知って、納税意欲を失ってしまいそうである。これをも裁量権だと言うのであろうか。なお、東商杉並支部のニュース38では、要望書を手交する写真が掲載されている。通常、予算要望と言えば、そんな風に受け取るのであって、区長と東商杉並支部との関係は、近すぎると思える。

ところで、区長との懇談会「杉並区における新型コロナワクチンの接種状況とコロナ以後の区政運営について」（仮題）は、前年2020年の東商幹部会議（会場は今回と同じ）での演題は、2021年の演題と全く同じであった。講演が本当に目的なのだろうかと言ってしまう。

出張の当日は、東京都緊急事態措置発出中（令和3年7月12日～9月30日）だった（栃木県は未発出）。県をまたいで移動は、自粛中であつた。そのような時期に、軽井沢まで行く必要はなく、オンラインで十分だった（実際、オンライン参加者はいた）（参加者名簿事実証明書●8）。

また、当日は、ワクチンの受付初日であつたが、申し込みのサーバーはダウンする、電話は話し中で全く繋がらないと、杉並区は大騒ぎだった。区長は昼の12時に区役所を出発しているから、その状況を知っていたはずなの

に、群馬県まで出かけたことになる。保健所が所管だとは言え、田中区長は遠出せずに、オンラインに切替えるべきだったと思う。

東商杉並支部の幹部会議+区長との懇談会は、スケジュール（事実証明書●9）では3時間となっている。だがこの日、区長の講演と会議への参加時間は2時間程度であった。たった3時間のために、電車でも片道2時間半ほどかけて移動する目的は、いったい何だろう。会議をすることが目的なら、区内にいくらでも会場があるのに、なぜこんな遠い場所に設定するのか。出張の濫用であり、不要である。よって支出は、不当である。

② 宿泊は、まして不要であるから、そのための支出は不当である

東商杉並支部の「次第」によると、「東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢」は、7月14日の16:30で終了する予定になっている。夕食は17時から2時間ほどであったとのことである。すると、夕食以降は何だろう。公務だとも言うのだろうか。東商杉並支部と酒食を共にすることに公務性があるのか。それとも宿泊費を支給されているから、翌日までは公務だというような主客転倒した論理を持ち出すのだろうか。まさかホテルのバー（23時までの営業であった）で交流したら、それも公務だというのだろうか。もしそう主張するなら、その根拠は何か。税金の使途として裁量権の範囲を逸脱しており、濫用であって不当である。

秘書課長は、その日20時過ぎに、公用車で杉並に戻っている（事実証明書●10）。ホテルを出発した時刻は不明だが、杉並への到着時刻から鑑みるに、多分区長と区民生活部長の講演が終わった17時頃かと思われる。つまり、会議が終わった後、十分杉並に戻れる時刻だったのである、電車でも可能だった。もしくは直帰も可能であろう。区長も幹部も、宿泊せずにそうすべきであったのである。

③ 宿泊は、翌日のゴルフのためであったと思える

出張の目的は、東商杉並との討議+講演としているが、わざわざゴルフ場併設のホテルまで行くのは、実は「会議」とゴルフがセットであることは、明らかだと言わざるを得ない。実際、ゴルフに参加した職員はゴルフバッグを宅配で事前に送っている（配送には2日間必要）。そもそも、そんな遠い場所を、3時間の会議+講演のために、車で片道3時間の場所を設定すること自体が不自然である。電車だと荻窪から乗車時間が1時間半、さらにバスで1時間（乗車時間は40分であるが、乗り換えの待ち時間があるため1時間を要す）都合片道

2時間半かかるのである。合理的に考えれば、この出張は翌日のゴルフが目的で、そのための場所の設定であると受け止めざるを得ない。

ゴルフに参加した職員は、翌日休暇をとっている（区長は翌日公務を入れていなかったが、予定変更して）。帰りの交通費は請求していない。もし請求したら、ゴルフに行く交通費を税金で出すのかと非難されるからであろう。しかし、遠足は帰ってくるまでが遠足であって、出張は、戻ってきて出張報告をするまでが出張である。原資は税金なのである。帰りは遊んできましたは、成り立たない。議会の行政視察でも、政務活動費でも、そこは厳しく言われると聞いている。

ゴルフの費用であるが、参加した職員は自費で払ったと言っているそうである。領収書の発行人は、東商杉並支部ではなくてホテルだったと言うものの、保管しておらず、手元にないと言う。これは大問題である。ゴルフでは主催者が一括して支払い、交際費で落とすなどが通常である。また打ち上げ時に、商品をもたらるのが常である。今回も「コンペ終了後 ご昼食（兼 表彰式）とある。区の職員も参加品をもらったそうである。その原資をもし東商杉並支部が支出していたら、「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」第3条3項「当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。」に抵触する。奢られたのではなくて、自費で支払ったことの証明ができないことになるのである。自覚はなかったのであろうか。

④過大な宿泊費の支出は旅費条例の37条の第二項に違反しており違法

今回ホテル代として区が支出した金額は、所定額を大幅に超えている。条例では、宿泊費規定額は、11,800円である（杉並区職員の旅費に関する条例、別表第2 内国旅行の旅費）。一般的なビジネスホテルの金額として十分な額である。ところが、今回その倍以上である25,000円で支出負担行為を起案して、決済しているのである。

支出の根拠を、職員Aについては、「指定された施設の宿泊料が旅費の定額を超えるため、『杉並区職員の旅費に関する条例』第37条旅費の調整により、人事課職員厚生担当課長合議の上支出する」とある。秘書課長含む4名については、「宿泊施設の指定があったため、杉並区職員の^{旅費}の~~良い日~~に関する条例第37条第二項の規定に基づく調整により、宿泊料定額を超えた宿泊料金を支出する。」とある。協議をどのように行ったのかが不明である。 A

ちなみに、2022年3月現在ホテルのウェブサイトによると、宿泊費は次のようになる（事実証明書●11）

ゲストでシングルルームで、9,600～11,900円（一泊朝食付）である。もしかしら区長は特別待遇で、スーペリアツインだったかもしれない。しかし何れにしても、なぜ倍額に膨らむのか、1泊25,000円の支出の根拠や明細は何であるか、区長外3名に説明責任がある。しかもこの25,000円の領収書はホテルではなくて、東商杉並支部の発行である。これでは領収書の意味をなさない。宿泊費は出張後、会計担当に提出するのだが、これでお咎めなしとするなら、税金の使途のチェックが出来ていない、これでは言い値で支給しているだけということになる。

なお、ホテルの夕食代、ドリンク代、おつまみメニューは、2022年3月現在、「Coming soon」となっており金額がわからない。まして、2021年7月当時の料金を確認することは叶わない。

以上、①、②、③、④より、今回の軽井沢での「会議」への参加は、その裁量判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いており、区長らに裁量権の逸脱濫用の違法・不当がある。

よって、本来支出の必要のなかった、損害が区に生じているので、その全額、¥155,139（請求者作成 事実証明書●1）の旅費相当額を杉並区長に対して、返還を求める。

i-2 過去の宿泊料のうち規定額を超える額の支出分は違法である。よって差額を、区長に返還させよ。

1 請求の要旨（請求の原因となる行為と、行為の違法、不当性）

請求者は、過去4年分（2017～2020年）の、区長や区の幹部と東商杉並支部との「会議」の有無、支出額を調べた。すると、入手した開示資料から、区長と幹部職員は、毎年同様に都外で幹部会議をしていることが判明した。それらの会場は、いずれも2021年と同じ軽井沢高原ゴルフクラブであった。区長の日程表によると、2020年を除いて翌日は、終日「日程保留」となっている。

2 「真正怠る事実」と、「不真正怠る事実」

宿泊費を見ると、いずれの年も、規定額の11,800円を大幅に超えている。支出負担行為に当たって「宿泊施設の指定があったため、杉並区職員の旅費に関する条例第37条2項の規定に基づく調整により、宿泊料金定額を超えた宿泊料を支出する」（2017年8月29日 事実証明書●12）、「指定された宿泊先の宿泊費が旅費の定額を超えるため、「杉並区職員の旅費に関する条例」第37条旅費の調整により、人事課職員厚生担当課長の合議の上旅費を支出する。」

（2019年8月27日 事実証明書●13）と、協議したものも、していないものもある。また、「宿泊先が指定されていた」からというものもある。しかし、その理由が通るのであれば、そもそも規定額を定めていることの意味が没却されるのであって、37条の適用違反である。なお、2016年までは、東京商工会議所の研修所である「蓼科フォーラム」の起案にはパンフレットが添えられており、それには料金表が記載されているので、それを参考にしたのである。しかし、2017年から利用を始めた「軽井沢高原ゴルフ倶楽部」のパンフレットには、利用料金が乗っていない。ウェブサイトの料金ページのコピーも添付されていない。これでは、協議のしようがないのである。そこで、支出額と条例の規定額との、その差額分についてのみ返還を求めるものである。

なぜ差額のみかという、過去4年分の旅費の支出という財務会計行為は、1年以上前に終了しており、住民監査請求の期間制限（地方自治法第242条の2項）に触れるからである。しかし、規定額を超えた差額については、本来支出すべきものではなく、支出を受けた者の不当利得に当たる。よって区長の地位にある者は、その返還請求をする義務を負っており、それをしないことは、「怠る事実」に該当する。なお請求者は、旅費の支出自体を以って、違法とは主張していない。つまり、「真正怠る事実」に該当するのである。

平成14年7月2日最高裁判決は、「真正怠る事実」と、「不真正怠る事実」とを区別する判断基準を示している。それは、住民監査請求が「特定の財務会計法規に違反して違法か否かを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合は、同条二項（地方自治法242条：引用者注）は適用されず、それができない場合には適用されるとの判断基準」である

（「住民監査請求における「怠る事実」と期間制限の問題」西原雄二氏論文。日本大学 法学紀要 53、2011 所収。）。本論文はインターネット上で公開されている。上記引用箇所は、32 ページの 6 行目。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/bulletin/bulletin_53/each/07.pdf

なお、本判決については、『法律時報』74巻12号(2002年11月発行)において、「特別企画 住民監査請求「一年の壁」を破る」として、『「不真正怠る事実」と「真正怠る事実」--最高裁第三小法廷平成14.7.2判決に寄せて』西鳥羽 和明氏論文などもある。

よって、以下差額119,700円は、受領者には不当利得に当たるので、区長は返還請求をするよう求める。

2020(R02)年度	8月4日(火)=80,000-11,800×4=32,800
2019(R01)年度	8月27日(火)=96,000-11,800×5=37,000
2018(H30)年度	8月28日(火)=57,000-11,800×3=21,600
2017(H29)年度	8月29日(火)=75,500-11,800×4=28,300

ii 指定管理者の業者選定は無効である

1 なぜ、区民生活部長が軽井沢に行き、和田氏とゴルフをしたのか

2021年7月14、15日に、「東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢」を主催した、東商杉並支部の会長は、箱根植木株式会社社長の和田新也氏である。当時同社は、杉並区立阿佐ヶ谷地域区民センター外3施設の指定管理者(議案令和3年73号)に応募していた。

同社は、それに先立つ6月11日付けで、応募に付随する以下書類を区に提出している。

「様式3 として

令和3年6月11日

杉並区長殿

共同事業体届出書兼委任状

「下記の団体は、杉並区立阿佐ヶ谷地域区民センター外3施設の指定管理者に応募するため、募集要項に基づき共同事業体を結成することを約し、以後、この共同事業体と杉並区との間における下記の事項は、下記代表団体に委任します。

なお、この共同事業体の当該指定管理者応募に瑕疵ある場合及び当該指定管理者に指定され、その業務遂行に伴い発生するこの共同事業体の債務につ

いては各構成団体が連帯して責任を負います。」とある（事実証明書●14）。

この書類には、箱根植木株式会社代表取締役和田新也氏の押印と思えるもの（情報公開された資料では黒塗りされている）がある。つまり和田氏は、この阿佐ヶ谷区民センターの指定管理者に自社が応募していたことを認識していたことになる。ちなみに、区民センターの所管は、職員Aである区民生活部長である。

上記にある募集要項には、以下「留意事項」がある。ちなみに、この「故意の接触」とは何かを巡って、議会での答弁は、三転、四転している。

・ 杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設_指定管理者募集要項_5留意事項 (P22)

5 留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

応募団体の関係者（応募予定団体の関係者を含む）は、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員との故意の接触（現地確認・説明会への参加、要項に定められた質問、他業務等の正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

ところで、区民生活部長の軽井沢行きのきっかけは、東商杉並支部の会長、つまり応募者である箱根植木の社長が部長宛に発出した、6月22日付「ご高話のお願い」である。

なお、会議の参加者及び、そのうちゴルフプレーをする人が誰であるかは、「次第」の一連の書類で、事前に分かっていた（※印をつけている）。4人で回るチーム分けを決めたのは、東商杉並支部側である（区長、職員は、「来賓」とされている）。

職員Aである部長は、この選定委員会の内部委員でもある。この7月14日は、選定委員会第2回目であった。部長は、その日の委員会を欠席して、軽井沢に行っている。9月15日の区民生活委員会で、7月14日の行動はどうだったのかと問われた区民生活部長は、

「◎区民生活部長 7月14日でございますけれども、選定委員会は午後行われました。私、当日、研修会ということで、午後出張する必要がありましたの

で、この日の選定委員会は欠席しております。

その経過なんですけれども、もともと研修会のほうがかなり前にスケジュールを示され、参加の意向を区として示しておりました。そうした中で、後刻、選定委員会の日程調整をするときに、私のほうからも所管のほうに、こういう重要な会議の日程があるから、全体の委員さんの都合があるにしても、ほかの日で調整してほしいということと言って、所管のほうで最後までぎりぎり調整したんですが、ただ、夏場ということもあり、結果的に、外部委員が出席できる日がこの日の午後しかないということもあり、そうなった次第です。」

選定委員会の採点は「私の自分自身の採点、それは事前に事務局のほうに送付して」と、事前に提出したそうである。

奥山たえこ議員「私、ゴルフしないから分からないんだけど、あれ、何人かでチームを組んで動くそうですね。どういうチームでしたか。その中で会話をしましたか、そのチームの方と。」に対して、

「◎区民生活部長 私、当日、ゴルフのほうですけれども、4人で回って、その中に東商の会長さんはいました。今委員がいみじくも御質問いただいたように、この研修会であるとかその翌日通して、今回議案で提出申し上げていることに対する会話というんですかね、やり取りというんですかね、一切なかったです。」と答弁している。

そもそも、よりによってこの時期に、なぜ分けても区民生活部長に「ご高話」を依頼するのか？ しかも部長への依頼の懇談会タイトルは、仮題とは言え「「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」（仮題）であった。なぜ区民生活部長にこのタイトルなのか？ 疑問は尽きないのである。

さて、「懇親ゴルフ」（スケジュールより）は、翌15日朝7:15集合、14:00終了。区民生活部長と、応募者である会社の社長は、7時間近く、一緒にいたことになる。まさか「うちをよろしく」などと言うはずもないだろうが、グリーンを歩く時になど、会話することはむしろ自然である。

区民生活部長は、応募者に箱根植木がいることは知らなかったと言う。箱根植木の杉並区における業務実績（選定委員には、応募者名を黒塗りした応募書類の副本が渡される）。そこには、荻窪の大田黒公園の指定管理者をしていることが書かれている。しかし区民生活部長は、それがどこの事業やであるかを知らなかったと答弁した。部長たる者が、本当にそうなのだろうか。区民生活

部長に、事情聴取をとの質問に、する予定なしと答えている。はっきりさせるべきである。

以上から、選定委員会の選定に公平性、公正性に大きな疑問が尽きない。

このような事情を鑑みると、区長（執行機関）は、なぜ箱根植木株式会社代表者代表取締役和田新也氏に、事情を尋ねなかったのか、誠に不自然である。箱根植木による区民生活部長への接触は、失格に値すると言わざるを得ない。

よって、指定管理者の業者選定は無効であるから、指定管理料5年間の指定料（事実証明書●15）のうち、既支出分は返還させることを求める。未支出の分の支出は差し止めることを求める。なお、金額の内訳は、請求者においては知り得ないので、監査委員においての調査をお願いします。

(令和4年度及び8年度)

A

以上

請 求 者 一 覽

B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z

AA
AB
AC
AD
AE
AF
AG
AH
AI
AJ
AK
AL
AM
AN
AO

事実証明書 1～15

- 事実証明書●1：5名の行動および支出パターン
- 事実証明書●2：可否決定通知書3情第269号
- 事実証明書●3：「講演」（「ご高話」）の依頼書
- 事実証明書●4：旅行命令と旅費請求書兼領収書
- 事実証明書●5：秘書課長の出張雑費
- 事実証明書●6：7月14日当日の次第
- 事実証明書●7：「杉並区政に関する要望(案)について」
- 事実証明書●8：参加者名簿
- 事実証明書●9：幹部会議のスケジュール
- 事実証明書●10：公用車運行表
- 事実証明書●11：ホテルのウェブサイトによる宿泊費
- 事実証明書●12：2017年8月29日支出負担行為
- 事実証明書●13：2019年8月27日支出負担行為
- 事実証明書●14：共同事業体届出書兼委任状
- 事実証明書●15：指定管理料5年間の指定料

No.	年度	月日	役職	宿泊	翌日のゴルフ	出張経費(円)				備考	出張中の行動					
						宿泊費	旅行雑費	新幹線	タクシー		小計	合計	往路(7/14)	7/14の行動	7/15の行動+復路	
1			区長	○		25,000	4,950	7,380	9,500	21,830	46,830	往路(7/14) 「東京商工会議所杉並支部幹事会」 in 鞋井沢」場所: 鞋井沢高原ゴルフ倶楽部、コンパルム。13:30~16:30。 15時すぎ~会場着。15:30~「区長との懇談会」に出席。「杉並区における新型コロナウイルスの現状とコロナ以後の区政運営について」(仮題) 公用車(区長専用車)にて、秘書課長と共に移動。会場へ移動。15時過ぎ着。 新幹線はグリーン車代含む	会議終了後、チャットイン。17時30分(予定)よりご夕食(会場:コンパルム) 「酒類についても食事の際に多少は出ましたので、区長もたしなむ程度にはお付き合いをしようという事でございます。ただし、先ほどこれも申し上げましたけれども、夕食については19時で終了しておりますので、極めて短時間だったということをお知らせさせていただきます。2021年3月までの山田耕平議員の一般質問に対する、総務部長の答弁。	7/15の行動+復路		
2	2021年度	7月14日(水)	区民生活部長	○	○	25,000	2,200	6,009	8,209	33,209		新幹線+送迎バスにて、会場ホテルへ。新宿10:11~新幹線はく井沢11:38着+ホテルの送迎無料のバス。ホテル着12時半頃?	15:30~「区長との懇談会」に出席。「杉並区における新型コロナウイルスの現状とコロナ以後の区政運営について」(仮題) 新幹線+送迎バスにて、会場ホテルへ。新宿10:11~新幹線はく井沢11:38着+ホテルの送迎無料のバス。ホテル着12時半頃?	具体的な行動は不明。区長同様、ホテルに宿泊したことは、分かっている。	休暇取得。会場併設のゴルフ場でプレイ(東園杉並の会長とチーム)。	
3			産業振興センター所長	○		25,000	3,300	13,190	16,490	41,490		同上	同上	区長に、同行し、帰京(区長と同じ車両に乗るため、グリーン車に変更した)		
4			産業振興センター専業担当課長	○	○	25,000	2,200	5,810	8,010	33,010		同上	同上	同上	休暇取得。会場併設のゴルフ場でプレイ(チームメンバーは、請求人不知)。	
5			秘書課長				600		600	600		公用車(区長専用車)にて、区長と共に会場へ移動。15時過ぎ着。専用車で杉並へ戻る(出発は17時頃?~20時半着)				区長(十所長)を、東京駅まで公用車(区長専用車)で迎えに行き、区役所へ戻る。
6			参加人数5人	4人	2人					155,139		合計				

可否決定通知書

3情第269号
令和3年11月16日

様

杉並区長 田中 良



令和3年9月17日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

<p>1 情報の件名</p>	<p>《請求対象情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○阿佐ヶ谷区民センターの指定管理者の選定委員会で共有された一切の情報（選定のために提出された書類の一式、動画・音声・パワーポイントなどの電子データも含む）。 ○上記選定委員会での各選定委員の評価配点の記録。 ○2021年7月14日の公用車の動きが判るもの。 ○7/14、15、群馬県に出張した職員の出張に係る書類（出張命令など）。 ○公務である、7月14日の「研修会」の内容が判るもの。 当時使用された資料（区長の講演資料など、メモ・音声データ、動画記録、オンライン会議のデータなど含む）。事前準備で、使用したもの（形態不問）含む。 ○今回の公務（2021年7月14日及び7月15日）に関して、支払った内容が判る領収書など一切の情報（情報は、書類に限定しない。形態不問）。 <p>《実施機関で特定した情報》</p> <p>別紙「情報公開請求（3情第269号）特定した文書一覧」のとおり</p>
<p>2 決定の区分</p>	<p>一部公開します。</p>
<p>3 公開する日時・場所</p>	<p>日時：令和3年11月17日から令和3年12月16日まで（土日・祝日を除く。）8時30分から17時00分まで</p> <p>場所：政策経営部情報政策課情報公開係（区役所西棟2階）</p> <p>※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
<p>4 公開することができない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者従事職員の氏名・肩書・印影・ゴルフ参加の区分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）なので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）に該当し、公開することができません。 ○ 職員番号は、職務執行以外にも使用されるものなので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）に該当し、公開することができません。 ○ 非公開とした事業者名は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えると認められるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第3号（事業活動情報）に該当し、公開することができません。

	<p>○ 請求用番号・ETCカードの番号は、庁有車管理事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の公正又は適切な執行を著しく困難にするおそれがあるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第4号（行政執行情報）に該当し、公開することができません。</p> <p>○ その他非公開とした箇所は、選考の事務に関する情報で、公開することにより、事務の適切な執行を著しく困難にするおそれがあるため、杉並区情報公開条例第6条第1項第4号（行政執行情報）に該当し、公開することができません。</p>
5 公開できる予定	
6 備考	<p>上記《実施機関で特定した情報》以外の請求対象情報は、特定した情報の公開・非公開の判断等に相当の期間を要するため、期間内に決定することができません。「決定期間特例延長通知書」のとおり、令和3年12月17日までに決定し、通知します。</p>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問い合わせは、政策経営部情報政策課情報公開係へ。
 電話 3312-2111（大代表）

別紙「情報公開請求(3情第269号) 特定した文書一覧」

○秘書課	
1	東京商工会議所杉並支部幹部会議in軽井沢 次第 2021年7月14日
2	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢 参加者名簿
3	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢<スケジュール>
4	2021年度 杉並区政に関する要望(案) 2021年8月●●日
5	杉並支部会員アンケート<新型コロナによる影響等>集計結果(※速報7/12現在)
6	新型コロナウイルス感染症に係る支援策 令和3年6月11日更新版
7	区長講演資料 令和3年7月14日
8	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策について 令和3(2021)年7月14日 東京商工会議所杉並支部幹部会議資料
9	新基本構想に関する意見提出について(依頼) 令和3年6月16日
10	杉並区 基本構想(答申案) 令和3年(2021年)6月
○経理課	
11	専用車運転日誌 令和3年7月14日
12	ETCスルーカードN ご利用代金明細書 令和3年7月利用分中、区長専用車にかかるもの
○区民生活部管理課	
13	東京商工会議所杉並支部幹部会議in軽井沢 次第 2021年7月14日
14	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢 参加者名簿
15	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢<スケジュール>
16	2021年度 杉並区政に関する要望(案) 2021年8月●●日
17	杉並支部会員アンケート<新型コロナによる影響等>集計結果(※速報7/12現在)
18	新型コロナウイルス感染症に係る支援策 令和3年6月11日更新版
19	区長講演資料 令和3年7月14日
20	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策について 令和3(2021)年7月14日 東京商工会議所杉並支部幹部会議資料
21	新基本構想に関する意見提出について(依頼) 令和3年6月16日
22	杉並区 基本構想(答申案) 令和3年(2021年)6月

23	回議用紙（財務）3杉財歳出0018165-000
24	回議用紙（財務）3杉財歳出0018165-001
25	請求書（宛名：杉並区区民生活部長 徳嵩淳一）2021年6月30日
26	領収書（宛名：杉並区区民生活部長 徳嵩淳一）2021年7月12日
○地域施設担当課	
27	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設 指定管理者候補者選定委員会（第一回） 次第・資料（委嘱状を除く） 令和3年4月21日
28	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設 指定管理者候補者選定委員会（第二回） 次第・資料（資料1を除く） 令和3年7月14日
29	杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設 指定管理者候補者選定委員会（第三回） 次第・資料 令和3年8月4日
30	会議記録 杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者候補者選定委員会（第一回） 令和3年4月21日（水） 14時00分から14時50分まで
31	会議記録 杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者候補者選定委員会（第二回） 令和3年7月14日（水） 14時50分から15時40分まで
32	会議記録 杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者候補者選定委員会（第三回） 令和3年8月4日（水） 14時00分から17時10分まで
33	第一次審査集計結果一覧（令和3年度）
34	第一次審査集計結果 4事業者分（令和3年度）
35	第二次審査集計結果一覧（令和3年度）
36	第二次審査集計結果 3事業者分（令和3年度）
37	阿佐谷地域区民センター外3施設 第一次審査表 6委員分（令和3年度）
38	阿佐谷地域区民センター外3施設 第二次審査表 5委員分（令和3年度）
○産業振興センター	
39	東京商工会議所杉並支部幹部会議in軽井沢 次第 2021年7月14日
40	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢 参加者名簿
41	東京商工会議所杉並支部 幹部会議in軽井沢<スケジュール>
42	2021年度 杉並区政に関する要望（案） 2021年8月●●日
43	杉並支部会員アンケート<新型コロナによる影響等>集計結果（※速報7/12現在）
44	新型コロナウイルス感染症に係る支援策 令和3年6月11日更新版
45	区長講演資料 令和3年7月14日
46	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策について 令和(2021)年7月14日 東京商工会議所杉並支部幹部会議資料

事実証明書2 (3)

47	新基本構想に関する意見提出について (依頼) 令和3年6月16日
48	杉並区 基本構想 (答申案) 令和3年 (2021年) 6月
49	回議用紙 (財務) 3杉財歳出0018032-000
50	回議用紙 (財務) 3杉財歳出0018032-001
51	給与等支払清算書 令和3年7月15日
52	回議用紙 (財務) 3杉財歳出0024552-000
53	回議用紙 (財務) 3杉財歳出0024552-001
54	請求書 (宛名 杉並区長 田中良) 2021年6月30日
55	請求書 (宛名: 杉並区産業振興センター所長 武田護) 2021年6月30日
56	請求書 (宛名: 杉並区産業振興センター事業担当課長 海津康徳) 2021年6月30日
57	領収書 (宛名: 杉並区長 田中良) 2021年7月12日
58	領収書 (宛名: 杉並区産業振興センター所長 武田護) 2021年7月12日
59	領収書 (宛名: 杉並区産業振興センター事業担当課長 海津康徳) 2021年7月12日

東商杉支第41号
2021年6月22日

杉並区長
田中 良様

東京商工会議所杉並支部
会長 和田新也

「東京商工会議所杉並支部 幹部会議」におけるご高話のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の諸事業にご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記会議を下記のとおり軽井沢において開催いたしますので、公務ご多忙の折恐縮に存じますが、何卒ご臨席いただき、ご高話を賜わりますようお願い申し上げます。

(コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスクの着用やソーシャルディスタンス確保にご協力をお願いします。

なお、感染拡大防止措置については、会場となる軽井沢高原ゴルフ倶楽部の対策基準に準じます)

敬 具

記

- 開催日 2021年7月14日(水)～15日(木)
- 会 場 軽井沢高原ゴルフ倶楽部(北陸新幹線軽井沢駅から車で約40分)
群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032 電話:0279-84-5588
- テーマ 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮)
- 参加費 25,000円(注意事項)※交通費は含まれません。各自ご手配ください。
※請求書は後日発送いたします。

5. スケジュール(予定)

7月14日(水)	会議(13:30～16:30) I. 区政に関する要望について II. 意見交換会 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮題) 夕食(17:30～) 宿泊(軽井沢高原ゴルフ倶楽部) ※宿泊施設は全室禁煙ですが、施設内のラウンジにて喫煙可能です。
7月15日(木)	朝食(6:30～)

【本件担当】東京商工会議所杉並支部

電話:3220-1211

2021年6月22日

杉並区 区民生活部
部長 徳 嵩 淳 一 様

東京商工会議所杉並支部
会長 和田 新 也

「東京商工会議所杉並支部 幹部会議」におけるご高話のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の諸事業にご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記会議を下記のとおり軽井沢において開催いたしますので、公務ご多忙の折恐縮に存じますが、何卒ご臨席いただき、ご高話を賜わりますようお願い申し上げます。

(コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスクの着用やソーシャルディスタンス確保にご協力をお願いします。

なお、感染拡大防止措置については、会場となる軽井沢高原ゴルフ倶楽部の対策基準に準じます。)

敬 具

記

- 開催日 2021年7月14日(水)～15日(木)
- 会 場 軽井沢高原ゴルフ倶楽部(北陸新幹線軽井沢駅から車で約40分)
群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032 電話:0279-84-5588
- テーマ 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮)
- 参加費 25,000円(注意事項)※交通費は含まれません。各自ご手配ください。
※請求書は後日発送いたします。
- スケジュール(予定)

7月14日(水)	会議(13:30～16:30) I. 区政に関する要望について II. 意見交換会 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮題) 夕食(17:30～) 宿泊(軽井沢高原ゴルフ倶楽部) ※宿泊施設は全室禁煙ですが、施設内のラウンジにて喫煙可能です。
7月15日(木)	朝食(6:30～)

【本件担当】東京商工会議所杉並支部

電話:3220-1211

東商杉支発第41号
2021年6月22日

杉並区 産業振興センター
所長 武田 護 様

東京商工会議所杉並支部
会長 和田 新也

「東京商工会議所杉並支部 幹部会議」におけるご高話のお願い

拝啓 ますますご清祥のごとお喜び申し上げます。

平素は当支部の諸事業にご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記会議を下記のとおり軽井沢において開催いたしますので、公務ご多忙の折恐縮に存じますが、何卒ご臨席いただき、ご高話を賜りますようお願い申し上げます。

(コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスクの着用やソーシャルディスタンス確保にご協力をお願いします。
なお、感染拡大防止措置については、会場となる軽井沢高原ゴルフ倶楽部の対策基準に準じます。)

敬 具

記

- 開催日 2021年7月14日(水)～15日(木)
- 会 場 軽井沢高原ゴルフ倶楽部(北陸新幹線軽井沢駅から車で約40分)
群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032 電話:0279-84-5588
- テーマ 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮)
- 参加費 25,000円(注意事項) ※交通費は含まれません。各自ご手配ください。
※請求書は後日発送いたします。
- スケジュール(予定)

7月14日(水)	会議(13:30～16:30) I. 区政に関する要望について II. 意見交換会 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮題) 夕食(17:30～) 宿泊(軽井沢高原ゴルフ倶楽部) ※宿泊施設は全室禁煙ですが、施設内のラウンジにて喫煙可能です。
7月15日(木)	朝食(6:30～)

【本件担当】東京商工会議所杉並支部

電話:3220-1211

東商杉支第41号
2021年6月22日

杉並区 産業振興センター
事業担当課長 海津 康徳 様

東京商工会議所杉並支部
会長 和田 新也

「東京商工会議所杉並支部 幹部会議」におけるご高話のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の諸事業にご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記会議を下記のとおり軽井沢において開催いたしますので、公務ご多忙の折恐縮に存じますが、何卒ご臨席いただき、ご高話を賜りますようお願い申し上げます。

(コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスクの着用やソーシャルディスタンス確保にご協力をお願いします。
なお、感染拡大防止措置については、会場となる軽井沢高原ゴルフ倶楽部の対策基準に準じます。)

敬 具

記

- 開催日 2021年7月14日(水)～15日(木)
- 会 場 軽井沢高原ゴルフ倶楽部(北陸新幹線軽井沢駅から車で約40分)
群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032 電話:0279-84-5588
- テーマ 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮)
- 参加費 25,000円(注意事項) ※交通費は含まれません。各自ご手配ください。
※請求書は後日発送いたします。
- スケジュール(予定)

7月14日(水)	会議(13:30～16:30) I. 区政に関する要望について II. 意見交換会 「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」(仮題) 夕食(17:30～) 宿泊(軽井沢高原ゴルフ倶楽部) ※宿泊施設は全室禁煙ですが、施設内のラウンジにて喫煙可能です。
7月15日(木)	朝食(6:30～)

【本件担当】東京商工会議所杉並支部

電話:3220-1211

第3号様式(第6条の2関係)

国内旅費請求内訳書兼領収書(3年 7月分)

旅行命令兼照合券

旅行 月日	旅行用券 旅行先	出 発 (地名・駅名)	旅 費			内 訳			車 賃	近 畿 地 内 外 日 旅 行 種 別	宿泊料 又は 食 料 料	合 計	職 名 氏 名	受領印
			運 賃	特別座席、 団体指定又 は優待料金	急行料金	運 賃	船 賃 特別船賃料金	船 賃						
7/14	東武東上線 杉並区役所本庁舎 池袋駅西口	池袋駅西口	k	特 座 賃 k	k	船 賃	船 賃	0	内 外 日 (月 日)	夜 甲 乙 食	0	区長		
			k	特 座 賃 k	k	船 賃	船 賃		内 外 日 (月 日)	夜 甲 乙 食	28,300	区長		
7/15	東武東上線 杉並区役所本庁舎 池袋駅西口	池袋駅西口	k	特 座 賃 k	k	船 賃	船 賃		内 外 日 (月 日)	夜 甲 乙 食	28,300	区長		
			k	特 座 賃 k	k	船 賃	船 賃		内 外 日 (月 日)	夜 甲 乙 食	28,300	区長		

第3号様式 (第6条の2関係)

国内旅費請求内訳書兼領収書 (3 年 7 月分)

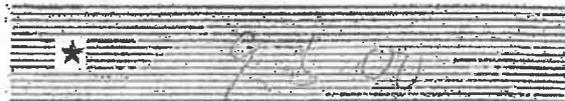
旅行命令簿照合済

旅行月日	旅行用券 旅行先	出発 (地名・駅名)	旅費				内訳 (金額欄単位:円)		車賃	宿泊料 又は 食卓料	合計	職 氏 名	氏 名	委 調 印
			運賃	特別運賃 指定又は 指定料金	特別運賃 指定又は 指定料金	急行料金	船賃又は航空賃	船賃 又は航空賃						
7/14	東武東上線 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町	k	k	k	k	船	0	夜 甲乙食	0	0	区長		
7/15	東武東上線 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	k	k	k	k	船	973- 9,500	夜 甲乙食	28,300	9,500	区長		
		群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	1468 2,640	k	k	k	船	0	夜 甲乙食	2,640	2,640	区長		
		群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	k	k	143.2 4,740	k	船	0	夜 甲乙食	4,740	4,740	区長		
		群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	k	k	k	k	船	0	夜 甲乙食	1,650	1,650	区長		
		群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎 群馬県吾妻郡長野原町 杉並区役所本庁舎	k	k	k	k	船	9,500	夜 甲乙食	4,950	4,950	区長		

領 収 証

杉並区役所
人事課給与福利係長 様

3年 7月 15日



但、東京新麻呂の倶楽部→東京新大塚のクニイロ
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

長野県北佐久郡軽井沢町

消費税額等(%)

株式会社 ます



コクニ ウケ-1048

領 収 証

杉並区役所 様
人事課給与福利係長

2021年 7月15日

金 15,180円

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領 ました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
軽井沢801 No.000005

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (3 年 7 月分)

旅行 月日	旅行用券 旅行先	出発 (地名・駅名)	旅 費			内 訳			車 賃	近 程 通 内 外 日 内 外 日 旅行種別	積込料 又は 食料	合 計	職 務 名 氏 名	受領印
			運賃	特別運賃 又は 優待料金	急行料金	船 賃 又は 航空賃	船 賃 又は 航空賃	船 賃 又は 航空賃						
7/14	東京前工金廻所 形並支那での出張 群馬県吾妻郡奥野原町 船井沢高原ニルブ倶楽部	船井沢 大宮	152.3 k 2,640	特 等 運 賃 k	k	116.5 k 3,170	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	2,640	参事 武田 謙		
		船井沢 船井沢高原ニルブ 倶楽部	k	特 等 運 賃 k	k	k	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	0			
	(群馬県吾妻郡奥野原町)	船井沢高原ニルブ 倶楽部	k	特 等 運 賃 k	k	k	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	27,200	1泊2食付		
7/15	東京前工金廻所 形並支那での出張 群馬県吾妻郡奥野原町 船井沢高原ニルブ倶楽部	船井沢 船井沢 大宮	152.3 k 2,640	特 等 運 賃 k	k	116.5 k 3,170	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	2,640			
		船井沢 大宮	k	特 等 運 賃 k	k	k	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	38,820	参事 武田 謙		
			5,280	特 等 運 賃 k	6,340	6,340	船 賃 k	船 賃 k	内 外 日 内 外 日 夜 食	夜 食	38,820	参事 武田 謙		

第1号様式(甲)(第6条関係)

旅行・命令依頼簿(内国旅行)

(令和 3年 7月分)

所屬	区民生活部		職歴名		部長		氏名		徳嵩 淳一	
	決定関与者印	発令年月日	旅行月日	旅行用務	旅行先	旅行者	旅 概算私	旅 概算私	費 清算私	備 考
旅行命令 権者印		3年 6月 24日	7月 14~15日	東京前工会議所芝並支部 幹部会議における講演	群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部		33,209円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	
		年 月 日	月 日				円	円	円	

第1号様式(乙)(第6条関係)

旅行者印	決定関係者印	発令年月日	旅行月日		旅行用務	旅行先	旅行者印	旅 費		備 考
			年 月 日	年 月 日				旅 概算私	旅 清算私	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日				円	円	

(記入注意事項)

- この旅行命令(依頼)簿は各旅行者ごとに作成し「旅行用務」及び「旅行先」は旅行日ごとに記入する。
- 「旅行月日」、「旅行用務」及び「旅行先」の各欄は、命令(依頼)に係る職員(依頼)の旅行日ごと、その出発の日から旅行終了の日まで1日ごとに順を追って記入する。他の欄は、命令(依頼)に係る職員(依頼)の旅行につき1欄の押印又は記入でよい。
- 「旅行用務」欄は主なる用務を具体的に記載する。例えば「○○事務調査のため」のように記載する。
- 「旅行先」欄は、旅行用務を遂行する場所を記載する。例えば「大阪市役所」のように記載する。
- 「備考」欄は、当該旅行命令(依頼)の記載上参考となる事項を記載する。
- 旅行命令(依頼)を取消し、又は変更する場合には、命令(依頼)に係るすべての欄を朱の二重線で消し、取消しにあつては「旅行命令(依頼)取消し」と朱の二重線の上部に記入し、変更にあつては朱の二重線の上部に変更事項を記入する。

第3号様式(第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書(3年 7月分)

旅行命令経照念済

旅行 月日	旅行用荷 旅行先	出発 (地名、駅名)	鉄道賃		旅費		内		訳		近接地 内外日 旅行雑費	宿泊料 又は 食料	合計	職 氏 名	受領印
			運賃	特別車両、 座席指定又は 特別料金	急行料金	船賃 又は航空賃	船賃 又は航空賃	車賃	内外日						
7/14	東京商工会議所 杉並支部幹部会議での講演 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	南阿佐ヶ谷(区役所)	6.1 k	199	k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	199	参事 徳高 淳一		
		新宿	143.9 k	2,640	k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	2,640	JR線		
		大宮	k		116.5 k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	3,170	JR北陸新幹線 (はくたか559号) 指定席		
		軽井沢	k		3,170	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	0			
		軽井沢	k		k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	27,200	1泊2食付 (37条調整)		
		軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k		k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	25,000	7/15は業務終了後、 休暇取得のため帰路 の旅行命令なし		
7/15	東京商工会議所 杉並支部幹部会議での講演 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部		2,839		3,170	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	33,209	参事 徳高 淳一		
			k		k	船航	船航	船航	船航	0	内 外 日 夜	25,000			

第3号様式 (第6条の2関係)

国内旅費請求内訳書兼領収書 (3 年 7 月分)

旅行命令簿照合済



旅行 月日	旅行用券 旅行先	出 (地名・駅名)	旅 費		内 訳 (金額単位:円)		合計	職 局 名 氏 名	受領印		
			運賃	特別運賃 又は 特別料金を 含む	船賃 又は 特別運賃料金を 含む	車賃				近接地 内外日 旅行経費	宿泊料 又は 食料
7/14	東京商工会館所 池田支所での請求 群馬県吾妻郡奥原町 軽井沢高層ゴルフ倶楽部	狭野	152.9 k				2,640	主事 海津 康徳			
				2,640				3,170	116.5 k 3,170	1泊2食付	
									0	7/15業務後休暇取 得のための帰路の旅行 命令なし	
									27,200		
7/15	(群馬県吾妻郡奥原町 池田支所) 東京商工会館所 形勢支部での請求 群馬県吾妻郡奥原町 軽井沢高層ゴルフ倶楽部	大宮 軽井沢 軽井沢 軽井沢高層ゴルフ 倶楽部					0	主事 海津 康徳			
								33,010			

給 与 等 支 払 精 算 書

追加額	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	.1	2	0	0	

令和 3 年 度 会 計		一 般 会 計			
款	生活経済費	項	産業経済費	目	商工費・労働費
区	分	前 渡 受 額	支 払 額	差 引 追 加 額	
支	旅 費	100,730	121,930	21,200	
給					
額	計	100,730	121,930	21,200	
区	分	前 渡 受 額 対 する 控 除 額	支 払 額 対 する 控 除 額	戻 入 額 対 する 控 除 相 当 額	
控					
除					
額	計	0	0	0	
差	引 計	100,730	121,930	21,200	
摘	(令和3年7月14・15日執行 田中 良、武田 護 2名)				
要	追加支出理由 ①宿泊先である軽井沢高原ゴルフ倶楽部から軽井沢駅までの無料シャトルバスの運行がなくなり、タクシー以外に利用できる交通手段がなかったため。 ②区長が2日目公務に変更となり、帰路の旅費が追加が必要となったため。 ③区長に随行した産業振興センター所長が指定席からグリーン席へ座席変更を行ったため。 なお、旅費支給対象外経路分の経費(上野-東京間の急行料金420円)については、自費で支払うこととする。				

上記の通り精算します。

令和3年7月15日

杉 並 区 長 宛

給与取扱者職氏名 主事 井上 廣行  印

上記の支払額は支給表の金額と相違ありません。

所属課長 職氏名 次長 梅澤 明弘  印



産業経済課

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (3 年 7 月分)

旅行命令簿照合済

旅行 月日	旅行用券 旅行先	出 発 (地名・駅名)	運賃	特別運賃 運賃指定又は 特別料金を 特別運賃 上	地行料金	船費 特別船賃料金を 上	車賃	近接地		宿泊料 又は 食料料	合計	職 位 名	受領印
								内 (月) 日	外 (月) 日				
7/14	東京商工会議所 支那での出張 船賃料金を 特別運賃 上	到着 滞在 (地名・駅名) 杉並区役所本庁舎 船井区高原ゴルフ 倶楽部	上	特別運賃 上	上	上	0 公用車	内 (月) 日	外 (月) 日	夜	600	副参事 職員 船井区高原 ゴルフ倶楽部	
		船井区高原ゴルフ 倶楽部	上	特別運賃 上	上	上	0 公用車	内 (月) 日	外 (月) 日	夜	0		
		杉並区役所本庁舎	上	特別運賃 上	上	上	0	内 (月) 日	外 (月) 日	夜	600	副参事 職員 船井区高原 ゴルフ倶楽部	

東京商工会議所杉並支部
幹部会議 in 軽井沢 次第

日時：2021年7月14日(水) 13:30～16:30

場所：軽井沢高原ゴルフ倶楽部 コンペルーム

1. あいさつ 東京商工会議所杉並支部 会長 和田新也

<13:30～15:15頃/出席者：支部幹部、区幹部>

2. 討議

(1) 杉並区政に関する要望(案)について

説明 「杉並区の産業振興政策の動向について」(仮題)

産業振興センター所長 武田 護 氏

産業振興センター事業担当課長 海津 康徳 氏

(2)その他

<15:15～15:30/コーヒーブレイク>

<15:30～16:30頃/出席者：支部幹部、区長、区幹部>

3. 区長との懇談会

「杉並区における新型コロナワクチンの接種状況とコロナ後の区政運営について」(仮題)

杉並区長 田中 良 氏

区民生活部 部長 徳嵩 淳一 氏

4. 連絡事項

*会議終了後、チェックイン。17:30(予定)よりご夕食(会場：コンペルーム)

杉並区長 田 中 良 殿

2021年度 杉並区政に関する要望（案）

2021年8月●●日
東京商工会議所杉並支部
会長 和田新也

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大きな打撃を受けた杉並区経済は、いまだに先行きの見通せない状況が続いている。さらに感染拡大防止と経済社会活動の両立に向けた様々な活動が続けられているものの、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者は、4度にわたる緊急事態宣言などにより引き続き事業継続の危機に直面している。今後、「ウィズコロナ」を前提とした新しい日常を確立し、早期に経済回復を実現することを喫緊の課題と捉え、またより働きやすく、住みやすい杉並区を実現するため、地域総合経済団体として、下記のとおり要望する。

記

1. 「ウィズコロナ」を前提とした区経済の早期回復対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策特例資金の維持・拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する資金調達の負担軽減を図るために実施された「杉並区中小企業資金融資 新型コロナウイルス感染症対策特例資金」は区内事業者からも当面の資金繰りに役立つとの声が聞かれており、大いに評価できる。当制度の区内事業者に対する存在感が増している現状を踏まえ、限度額の引き上げなど制度の維持・拡充を検討していただきたい。

(2) 「ウィズコロナ」を前提とした新しいビジネス環境への適合に資する費用助成

「ウィズコロナ」を前提とした新しい日常の確立に向けた新たなビジネスモデルの構築支援のため、「新ビジネススタイル導入助成事業」を開始していただいたことは評価できる。引き続き、上記助成事業の継続・拡充を検討していただくとともに、いまだ着手できていない中小企業の気づきや意識醸成に向けて、好事例の展開を検討していただきたい。

(3) 新しい経済社会を創造する事業者の産学連携による取り組みに資する費用助成

新しい日常の確立に向けて創造的な変革が求められており、区内事業者が、新商品・新サービスの開発、取扱商品の性能・サービス向上、販路拡大や販売促進等に、大学等の研究機関を活用する（産学連携）際に発生する経費の一部を支援する助成制度を検討していただきたい。また推進に当たっては、東京商工会議所で運営する「産学公連携相談窓口」

との連携も検討していただきたい。

(4) 感染拡大防止策実施事業者に対する支援策の拡充

飲食店をはじめとする区内事業者の多くは、新型コロナウイルス感染防止策に格段の配慮を配りながら事業を行っている一方、消費者にはその努力や創意工夫が見えづらく、利用に不安を覚えるといった声も聞かれる。こうした状況を踏まえ、感染防止策を徹底している事業者に対する支援策、特に「安全に、安心して利用できる事業者」であることを区内外に広く周知していただくことで区内消費の喚起を図る取組を検討していただきたい。

(5) 各種補助金・協力金制度の格差是正に資する助成制度の導入

「東京都 感染拡大防止協力金」をはじめとした各種補助金制度は、対象業種や売上減少率などの条件が厳格に定められているが、対象から外れる事業者からの声によれば、引き続き事業継続に甚大な影響を受けているとの声が多く、不公平が生じている。本現状を踏まえ、各種補助金制度の対象外となる事業者に対し、区独自の協力金制度を創設していただきたい。

(6) 地域経済の下支えのための公共工事予算の確保

昨年から今年度にかけて地域経済を下支えするという観点で区内公共工事に係る予算維持をしていただき、評価をしている。今後も、引き続きコロナの影響による経済状況の悪化が心配されており、地域経済をより活性化させるため積極的な公共工事予算の確保を検討していただきたい。

2. 産業振興

(1) 区内事業所への優先発注と品確法に基づく価格積算

区内産業の支援、雇用創出等の観点から、区が行う公共工事・事業、輸配送、情報処理委託業務等の発注や物品購入等に関しては、公契約条例により、区内に本店を有する専門事業者へ優先的に発注する環境を整えていただいたことは評価できる。引続き、区内事業所への優先発注に取り組むとともに、公共工事の発注にあたっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、適正な工期・単価・価格での積算を実施していただきたい。

(2) 工事発注先の条件の維持

区が発注する共同企業体（JV）で行う工事（建築・設備・電気・造園・土木）については、その構成員の中に区内に本店を有する業者を1社以上含ませる取り扱いとなったが、区内産業振興の観点および区内事業者からの意見を踏まえ、本取り扱いを継続して実施していただきたい。

(3) 公契約条例の運用にあたり、地域経済の振興の観点を

公契約条例の運用が始まり、労働報酬下限額は高水準で負担が大きい、との意見が一部の事業者からは出ており、東商としても区内事業者への意見聴取などを実施しながら、公

契約審議会等を通じて運用に協力をしていきたい。区としても、地域経済の振興が十分に果たせるよう、引続き区内事業者の意見を徴収しながら、運用をしていただきたい。

(4) 商業振興施策の拡充

商業振興施策として、区内での消費喚起・促進に向けた杉並区による支援に加え、商店街の賑わい創出に向けて、より安全で快適に買い物ができる環境整備に向けた支援を講じていただきたい。特に、来街者が安心して街を回遊できるよう商店街全体のユニバーサルデザイン化の推進を検討するとともに、商店街等の空き店舗対策ならびに後継者不足への課題など、事業継続ならびに事業承継に向けた支援も講じていただきたい。

(5) 杉並区中小企業資金融資あっせん制度優遇措置の維持・拡充

中小企業資金融資制度の産業経済団体加入者への優遇措置を継続して実施していただきたい。また、創業支援資金についても産業経済団体への加入を前提とした優遇措置を適用するなど適用範囲の拡充を図っていただきたい。ならびに商工会議所の経営指導・推薦にもとづき融資される小規模事業者経営改善資金（マル経融資）における支払利子の補助制度について、杉並区での導入につき、引き続き検討していただきたい。

(6) 区内在勤者への育児支援拡充ならびに待機児童対策の維持・推進

杉並区では待機児童解消緊急対策にもとづいた保育施設の整備等により「待機児童ゼロ」を継続し一定の成果を上げている。引き続き保育内容の充実を図り、「保育の質の向上」に向けた対策を検討・実施していただきたい。さらに区内事業所で働く従業員の仕事と家庭の両立支援の実現は、企業の人材確保の面からも有効であり、人手不足の解消に繋がるため、杉並区に在勤する区内事業者の従業員にも区民に準ずる形で保育施設等を利用できるよう拡充策を検討していただきたい。

3. 地域振興・観光振興

(1) 「中央線あるあるプロジェクト」の推進強化

区と区内産業団体等が中心となって推進している同プロジェクトには、当支部としても積極的に協力・参画している。観光資源や魅力的な情報を広く発信し、国内外からの来街者を増やす取り組みは地域活性化につながるものであり、多言語化の促進を含め、国内外に向けて様々なメディアを活用したPRを推進するなど、同プロジェクトによる事業推進を強化していただきたい。特に、新型コロナウイルス収束後に外国人観光客の来日が増加することを想定し、外国人観光客への観光PRに資するWEBサイトやSNSによる情報発信を強化していただきたい。

(2) アニメ産業を活用した地域振興の推進

杉並区には国内最多といわれるほど多くのアニメ制作会社が立地し、アニメ産業の一大集積地といっても過言ではない。杉並区が取り組む東京工芸大学杉並アニメーションミュージアムにおける情報発信や中野区・豊島区と連携したアニメ等地域ブランディング事業

は、アニメを活用した産業振興・地域振興策として評価できる。引き続き、アニメ等地域ブランディング事業のPR強化ならびにアニメを活用した更なる地域振興・観光振興事業の検討を進めるとともに、当支部青年部の「夢のカプロジェクト」活動に見られるようなアニメを切り口とした各種地域活動への予算措置を伴う支援を実施していただきたい。

(3) 井草地区の地域振興の推進

井草地区の関係者が協力し、地域資源を活用してまちの魅力と価値を高め、活性化を図る事業である「花と緑の井草祭り」をはじめとした「井草ガーデンタウンプロジェクト～花と緑にあふれる井草地区の実現」に対し、予算措置を伴う継続的な支援を実施していただきたい。

4. まちづくり

(1) 高井戸公園の整備

東京都が進める都市計画高井戸公園の整備について、令和3年6月1日に大芝生広場ゾーンが全面開園となったことは評価できる。引き続き、地域住民や関係者の意見を踏まえながらランドデザインを描き、道路環境の改善など周辺まちづくりの課題解決に継続的に取り組んでいただきたい。

(2) 荻窪駅周辺のまちづくり

荻窪駅周辺のまちづくりは、杉並区基本構想の中でも戦略的・重点的な取り組みとして位置づけられている。かねてより当支部が「杉並区3世代ビジョン」の中でも提案しているとおり、荻窪駅ならびに同駅周辺の整備・まちづくりや商業集積の実現に向け、東京都・JR等交通事業者への働きかけとともに、計画に基づいた整備を推進していただきたい。

(3) 西荻窪駅周辺のまちづくり

西荻窪駅周辺のまちづくりについては、かねてより生活道路の整備や安全性、災害時の対策等についても課題となっている。「西荻窪駅周辺まちづくり懇談会」における意見を踏まえ、地元事業者や区民の声を十分に聴取しながら、西荻地区の特長や良さを生かした同駅周辺の整備・商業集積の実現に向けたまちづくり方針を策定していただきたい。

(4) 区立施設再編整備

区立施設再編整備の計画を進めるにあたっては、地元事業者、地域住民の意見を十分に配慮するとともに、荻窪駅や阿佐ヶ谷駅周辺が産業振興の核となる地域であることを踏まえつつ、長期的な展望に基づき推進していただきたい。特に阿佐ヶ谷の杉並第一小学校等施設整備にあたっては、令和2年6月19日に締結された「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書」に沿い、引き続き産業商工会館・地域区民センターの機能を拡充した施設の設置を検討していただきたい。

(5) 大規模会議施設の設置

区内には大人数を収容できる会議施設等が限られており、会議やイベント等を区外の施

設で開催せざるを得ない状況にある。区内事業者の利便性の向上や来街者の増加を図り、産業振興の核となるコンベンションホールの整備について検討していただきたい。

(6) 企業の区内誘致

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした働き方改革の一翼を担うと目される「職住近接」という観点を踏まえ、かつ労働人口・昼間人口を増やし地域の活性化につながる施策として、企業の本社機能、オフィス、研究機関等の誘致を推進していただきたい。

(7) 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の整備促進

東京外かく環状道路（以下「外環道」という）の整備は、交通渋滞解消、通り抜け車両の減少による生活道路の安全性向上、CO₂削減効果に加え、地震などの大規模災害時における代替路としての役割など、経済・産業・地域の発展に大いに寄与すると考える。当支部が実施した調査によれば、計画中の外環道のインターチェンジのうち、杉並区に接する青梅街道インターチェンジについて、計画がハーフインターチェンジであることを知らない事業者が6割を超えるとともに、フルインターとすることが望ましいと考える事業者は7割を超える結果であることを踏まえ、杉並区には、本計画における整備の方向性を区内事業者に対し明確に周知するとともに、本線開通後の将来にわたって、区民にとっての利便性・安全性等を考慮したうえで、国、東京都と連携し、その推進に向けて積極的に行動していただきたい。

(8) 中杉通り（補助133号線）の延伸について

昭和27年に都市計画決定されている中杉通り（補助133号線）は、整備が青梅街道までで中断しているため、交通渋滞の発生や南北のスムーズな移動の妨げとなり、経済活動上多大な損失を生んでいる。また、大規模災害発生時の避難路確保等、防災上の観点からも、中杉通りの整備（延伸）を進めるべきと考える。「東京における都市計画道路の整備方針」においては優先整備路線に位置づけられていることから、杉並区としても東京都に対し、延伸整備が早期事業化するよう積極的に働きかけ、事業を推進していただきたい。

5. 防犯・防災・防火対策・洪水対策の強化

(1) 防犯カメラの設置、維持管理、更新の促進

防犯カメラの設置、維持管理、カメラの定期更新は、安全・安心なまちづくりの推進のみならず犯罪抑止力としても効果を上げており、地域住民からもその効果に期待が寄せられている。引き続き、設置、維持管理、更新の促進に向けた継続的な予算措置を図っていただきたい。また区内三警察署と連携して実施している防犯カメラ設置促進事業に対しても予算措置を含め一層支援していただきたい。

(2) 防災機能の強化と災害発生時の対策の周知徹底ならびに事業再生への支援

杉並区の防災機能を更に強化していただきたい。特に、最新の防災マップ、ハザードマップの配布や情報提供をはじめ、区民ならびに区内事業者に対し、事前対策の促進ならび

に避難行動に活かすためにも、継続的な周知徹底を図っていただきたい。また、災害時における広域避難場所とアクセス道路の確保はもちろんのこと、外国人居住者・来街者の避難行動が迅速に図れるよう、誘導対応可能な多言語表示の案内版などの設置を促進していただきたい。

(3) 幹線道路周辺の建て替え時における容積率の緩和と耐震化の推進

杉並区の持つ住宅地としての高いブランドを維持しつつ地域防災力の向上を図るため、特に幹線道路に面したビルの建て替えにあたっては、マンションと同様に容積率緩和などの方策を検討していただきたい。また、大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化・再整備の促進や、物流の維持・高度化に向けた環境整備を推進していただきたい。

(4) 木密地域の早期解消

木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難かつ権利関係が複雑で、合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況である。延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進などの取り組みを継続的に推進していただきたい。また、電気火災の予防に向けて区内事業者に対しても感震ブレーカーの設置支援の対象として拡充を図るとともに、狭隘道路の拡幅整備と併せ、電線地中化について検討していただきたい。

以 上

東商杉発第〇〇号 2022年〇月〇日
第〇〇回役員会・第〇〇回評議員会追認

東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢
参加者名簿

<敬称略・順不同>
※はゴルフ参加者

【杉並支部・幹部】

会長	和田 新也	箱根植木株式会社	代表取締役社長	※
副会長	内藤 一夫	杉並区商店会連合会	会長	※
副会長	八方 淑夫	株式会社泉商会	代表取締役社長	オンライン
副会長	坂井 潤	株式会社とらや椿山	代表取締役社長	オンライン
副会長	渡辺 健司	渡辺建設株式会社	代表取締役社長	※
副会長	佐藤 慎祐	株式会社エス、テイ	代表取締役社長	※
副会長	和田 謙太郎	みずほ銀行荻窪法人部	部長	※
副会長 兼 工業分科会長	神谷 次彦	東亜紙巧業株式会社	代表取締役社長	オンライン
副会長	大藪 邦嗣	株式会社大藪保険コンサルタント	代表取締役社長	※
商業分科会長	宇田川 通宏	武蔵商事株式会社	専務取締役	※
建設分科会長	水島 隆明	株式会社興建社	代表取締役社長	※
京王・井の頭 ブロック長	大場 淳一	株式会社大場造園	代表取締役会長	※

【ご来賓】

田中 良	杉並区	区長	
徳嵩 淳一	杉並区	区民生活部 部長	※
武田 護	杉並区	産業振興センター 所長	
海津 康徳	杉並区	産業振興センター 事業担当課長	※
浅川 祐司	杉並区	秘書課 課長	

【事務局】



東京商工会議所杉並支部 幹部会議 in 軽井沢

<スケジュール>

時間	工程	備考
【7月14日(水)】		
○12:00	軽井沢駅発 倶楽部バス特別便	※マイカー利用の方は直接会場へ
○13:30	幹部会議・区長との懇談会	コンペルーム
○16:30	懇談会終了	
○17:30	ご夕食 (1日目終了)	コンペルーム
【7月15日(木)】		
○6:30	ご朝食	レストラン
○7:15	マスター室前集合	軽井沢高原ゴルフ倶楽部
○7:32	懇親ゴルフ	
コンペ終了後	ご昼食(兼表彰式)	コンペルーム
○14:00	終了・解散	※お気をつけてお帰り下さい。
○14:20	軽井沢駅行 倶楽部バス定期便	

【新幹線出発便 目安】 10:32 東京駅発 (はくたか 559号) ⇒11:39 軽井沢駅着

【新幹線帰京便 目安】 15:56 軽井沢駅発 (あさま 622号) ⇒17:12 東京駅着

運 転 日 誌

令和 8 年 7 月 14 日	曜日 水	天候 曇り	確認印	
車両番号 杉並310す・271	運転者	音羽		
使用者	運行区間	使用時間	時間数	距離メーター
区外 1 名	区行 ~ 区外	開始 10時00分 終了 11時15分	時 48分	483.2 km
区外 1 名	区行 ~ 長野原町 ~ 区	開始 12時00分 終了 12時15分	時 分	km
外 名	区行 ~ 区	開始 時 分 終了 20時00分	時 8分	473.6 km
外 名		開始 時 分 終了 時 分	時 分	km
外 名		開始 時 分 終了 時 分	時 分	km
始業点検 <input checked="" type="checkbox"/>	燃料 20.00 27.5 90.00	備考 20.00 21.00 ETC (有・無)	本日メーター 前日メーター 走行距離	479.6 km 437.4 km 362 km

<https://www.karuizawa-kogen.com/price/>



大蔵建設グループ
軽井沢高原ゴルフ倶楽部

HOME お知らせ ご予約 料金案内 コース案内 施設紹介 レストラン アクセス

天気情報 正会員専用 フレンド会専用 0279-84-5538

2022年宿泊料金（1泊朝食付・1名様料金）

営業期間：4月8日（金）～

プレー前日に宿泊し、翌日のラウンドにゆくり願えていただく前日泊の「Aプラン」を推奨しております。

Aプラン：プレー前日泊 Bプラン：プレー当日泊（翌日プレー無し） 入湯税・消費税込み								
客室	シングル		ツイン		スーパーアツイン		ファミリールーム（和室）	
	A	B	A	B	A	B	A	B
メンバー	¥7,100	¥9,400	¥4,500	¥6,800	¥9,200	¥11,500		
フレンド会員	¥8,800	¥11,000	¥6,200	¥8,500	¥10,900	¥13,200	¥36,000	¥45,200
ゲスト	¥9,600	¥11,900	¥7,000	¥9,300	¥11,700	¥14,000		

※ファミリールーム（和室）は1泊朝食付室料（定員4名）となります。

※1泊2プレーの場合の宿泊料金は、Aプランとなります。

※チェックイン15:00～23:00（23:00に正門を閉門）／チェックアウト10:00

※プレーヤー以外の宿泊はご遠慮下さい。但し、付き添いが必要な方はご相談下さい。

宿泊キャンセル料

【当日】宿泊料金の100%＋ご夕食予約分

【前日】宿泊料金の80%

各種追加料金

【レイトチェックアウト】13時まで：室料の35%・15時まで：室料の80%・15時以降：室料の100%

【アーリーチェックイン】12時以降：1時間 ¥1,100

夜間連絡…TEL.0279-84-5454

回 議 用 紙 (財 務)

件名	支出負担行為：東商杉並支部正副会長・分科会長・ブロック長会議での講演及び意見交換に伴う区長外の旅費支出			
文書分類	002-紙 001-共通 030-財務 070 支出関連			
起案者	産業振興センター 産業振興センター 管理係 小坂 明子	記号番号	29杉財歳出0025797-000	
		共有範囲	部内共有	
		公開区分	一部公開 (文書の保存年限中)	
役割/状態	所属・氏名	決裁区分	課長(紙)	
回議	産業振興センター 産業振興センター 管理係長 竹田 安男	起案日	平成29年 7月28日	
		決裁期限	平成29年 8月 7日	
		決裁日	平成29年 8月 4日	
合議	政策経営部 財政課 元島 貴裕	施行期限		
		施行日		
		公印確認		
合議	政策経営部 財政課 財政課財政担当 係長 岡 雅康	保存年限	5年	
		関連文書		
合議	政策経営部 財政課 財政課長 齊藤 俊朗			
			非公開事由1	02-個人情報
合議	総務部 人事課 職員厚生担当課長 手島 広士			
		非公開事由2		
決裁	産業振興センター 産業振興センター 次長 朝比奈 愛郎			
		非公開事由3		

添付一覧	<p>支出負担行為0025797-000.pdf</p> <p style="text-align: center;">✓</p>
問い合わせ	<p>このことについて、以下のとおり処理してよろしいですか。</p>
本文	<p>東京商工会議所杉並支部正副会長・分科会長・ブロック長会議出席にともなう旅費を下記のとおり支出する。</p> <p style="text-align: center;">記、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日 時 平成29年8月29日(火)から30日(水)まで 2 旅行先および宿泊先 「軽井沢高原ゴルフ倶楽部」 群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢2032 3 旅行者 区長 田中 良 秘書課主査 高倉 智史 産業振興センター所長 内藤 友行 4 支出金額・支出科目・事務事業名 支出金額 50,500円 平成29年度 一般会計 生活経済費 産業経済費 商工費 旅費09-01 事務事業005 産業振興の基盤整備 執行項目001 管理事務費01 5 支払方法 杉並区会計事務規則第84条第1項に基づき概算払いとする。 6 その他 宿泊施設の指定があったため、杉並区職員の旅費に関する条例第37条第2項の規定に基づく調整により、宿泊料定額を超えた宿泊料を支出する。 <p style="text-align: right;">以上</p>



回 議 用 紙 (財 務)

件名	支出負担行為：近接地外旅費の支出（東京商工会議所杉並支部講演・群馬県吾妻郡長野原町）			
文書分類	002-紙 001-共通 030-財務 070 支出関連			
起案者	区民生活部 管理課 庶務係 丸谷 博子	3755	記号番号 31杉財歳出0027374-000	
			共有範囲 課内共有	
			公開区分 一部公開 (文書の保存年限中)	
役割/状態	所属・氏名	決裁区分	課長(紙)	
回議	区民生活部 管理課 管理課庶務係長 山澤 英幸		起案日 令和元年 8月 8日	
			決裁期限 令和元年 8月18日	
			決裁日 元年 8月 13日	
合議	政策経営部 財政課 宮崎 里江子		施行期限	
			施行日	
			公印確認	
合議	政策経営部 財政課 財政課財政担当 係長 上野 和貴		保存年限 5年	
			関連文書	
合議	政策経営部 財政課 財政課長 中辻 司			
合議	総務部 人事課 人事課給与福利係長 仲野 祥一		非公開事由1	02-個人情報
				07-職員に関する情報
合議	総務部 人事課 職員厚生担当課長 松沢 智			
決裁	区民生活部 管理課 管理課長 武田 護		非公開事由2	
			非公開事由3	

添付一覧	支出負担行為0027374-000.pdf
伺い文	このことについて、以下のとおり処理してよろしいですか。
本文	<p>東京商工会議所杉並支部から講演の依頼を受けたため、(近接地外旅費の支出について、下記及び別添のとおり旅費を支出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅行先及び旅行者 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部 区民生活部地域活性化担当部長 岡本 勝実 オリンピック・パラリンピック連携推進担当課長 大澤 章彦 2 旅行日 令和元年8月27日(火)から8月28日(水)まで 3 支出金額及び支出科目 ¥68,200- 平成31年度 01一般会計 03生活経済費 01区民生活費 01区民生活総務費 001区民生活部一般管理 001部一般管理事務 01旅費 09旅費 01普通旅費 4 支出内容 別紙内国旅費請求内訳書兼領収書のとおり 5 支払予定日及び支払方法 令和元年8月23日(金) 窓口払 6 支払の相手方 総務部人事課給与福利係長 仲野 祥一 7 その他 指定された宿泊先の宿泊費が旅費の定額を超えるため、「杉並区職員の旅費に関する条例」第37条旅費の調整により、人事課職員厚生担当課長の合議のうえ旅費を支出する。

(様式3)

令和3年6月11日

杉並区長 殿

共同事業体届出書兼委任状

下記の団体は、杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者に応募するため、募集要項に基づき共同事業体を結成することを約し、以後、この共同事業体と杉並区との間における下記の事項は、下記代表団体に委任します。

なお、この共同事業体の当該指定管理者応募に瑕疵ある場合及び当該指定管理者に指定され、その業務遂行に伴い発生するこの共同事業体の債務については、各構成団体が連帯して責任を負います。

記

共同事業体の名称	オーチュー・箱根植木共同事業体
共同事業体の代表団体 (受任者)	所在地 東京都渋谷区代々木二丁目18番3号 名称 株式会社オーチュー
	代表者 代表取締役 片野 忠彦
代表団体とともに共同 事業体を構成する団体 (委任者)	所在地 東京都杉並区上高井戸三丁目5番15号 名称 箱根植木株式会社
	代表者 代表取締役 和田 新也
	所在地
	名称
代表者	Ⓜ
共同事業体の成立、 解散の時期	共同事業体の成立：令和3年4月28日 解散の時期：指定管理者の指定管理期間終了後3ヵ月を経過するまで
委 任 期 間	令和3年4月28日～指定管理者の指定管理期間終了後3ヵ月を経過するまで
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請及び応募書類の提出に関すること 2 申請の取下げに関すること 3 杉並区との協定の締結に関すること 4 指定管理料の請求及び受領に関すること 5 その他指定管理者と杉並区との間の協議に関すること

本書のほか、共同事業体の結成を証する書類（契約書、協定書等）の写しを提出して下さい。

令和3年度

杉並区補正予算

一般会計補正予算(第7号)
後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

杉並区

第2表 債務負担行為補正

1 追加		(単位:千円)
事 項	期 間	限 度 額
防 災 施 設 整 備 (杉並第四小学校跡地災害備蓄倉庫整備工事)	令和5年度まで	21,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高井戸地域区民センターの管理運営	令和8年度まで	487,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 梅里区民集会所の管理運営	令和8年度まで	121,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 下高井戸区民集会所の管理運営	令和8年度まで	66,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 阿佐谷地域区民センターの管理運営	令和8年度まで	447,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 松ノ木運動場の管理運営	令和8年度まで	127,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 下高井戸運動場の管理運営	令和8年度まで	157,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 上井草スポーツセンターの管理運営	令和8年度まで	866,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高円寺体育館の管理運営	令和8年度まで	141,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 妙正寺体育館の管理運営	令和8年度まで	250,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 大宮前体育館の管理運営	令和8年度まで	630,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高井戸温水プールの管理運営	令和8年度まで	403,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 荻窪体育館の管理運営	令和8年度まで	220,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 永福体育館の管理運営	令和8年度まで	377,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高齢者活動支援センターの管理運営	令和8年度まで	381,000
高 円 寺 北 子 供 園 の 改 修 (整 備 工 事)	令和5年度まで	159,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 梅里中央公園の管理運営	令和8年度まで	34,000
指 定 管 理 者 制 度 に よ る 阿佐谷けやき公園の管理運営	令和8年度まで	41,000
次世代型科学教育の新たな拠点等の整備 (整 備 工 事)	令和5年度まで	415,000

2022 (令和4) 年4月14日

杉並区監査委員御中

請求人代表 A

2022年3月25日提出「区長外職員の出張及び契約行為に関する杉並区職員措置請求書」に関し、請求人(全41名)の名簿(別紙)を添えて、以下事実証明書を追加提出します。

・事実証明書 16 : 旅費まとめ 2017~2020(H29~R2) 年

区長外職員が、東京商工会議所杉並支部の幹部会議に参加するため請求した旅費の支払い状況をまとめたもの(請求人作成)。

なお、17~20の、「内国旅費請求書内訳兼領収書」の写しは、宿泊費の支出のある者のみ提出する。

・事実証明書 17 : 2020 (R2) 年8月4~5日 (火水)

・事実証明書 18 : 2019 (H31=R元) 年8月27~28日 (火水)

・事実証明書 19 : 2018 (H30) 年8月28~29日 (火水)

・事実証明書 20 : 2017 (H29)年8月29~30日 (火水)

以上



2022年3月25日提出「区長外職員の出張及び契約行為に関する杉並区職員措置請求書」に関し、請求人（全41名）の名簿

A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z
AA
AB
AC
AD
AE
AF
AG
AH
AI
AJ
AK
AL
AM
AN
AO

旅費まとめ 2017～2020(H29～R2)

事実証明書16

		小計	宿泊費	雑費	交通費	
2020 (R2) 年8月4～5日 (火水)						宿泊費改め「参加費」となる
徳嵩淳一 (区民生活部長)		28210	20000	2200	6010	帰路旅行命令なし
区長		23300	20000	3300		往路公用車、帰路旅行命令なし
浅川裕司 (秘書課長)		600		600		当日帰京 (往復) 公用車
武田謙 (産業振興センター所長)		28210	20000	2200	6010	翌朝帰京 (電車往復)
"	翌日分	6010			6010	翌日の雑費支給漏れ?
"	翌日分	9500			9500	タクシー代
斎藤俊朗 (保健福祉部長)		28210	20000	2200	6010	帰路旅行命令なし
本田雄治 (まちづくり担当部長)		6610		600	6010	当日帰京 (電車往復)
" 派遣職員 = 国交省より	当日分	9500			9500	タクシー代
"	当日分	5680			5680	電車代 (帰路)
		145830	80000	11100	54730	公用車11:30～21:15
2019 (H31 = R元) 年8月27～28日 (火水)						
白垣学 (総務部長)		12400		600	11800	当日帰京 (電車往復)
山田隆史 (総務部経理課)		12400		600	11800	当日帰京 (電車往復)
岡本勝実 (区民生活部地域活性化		27100	19000	2200	5900	
" 担当部長)	翌日分	7000		1100	5900	翌朝帰京 (電車往復)
大澤章彦 (オリンピック・パラリンピック		27100	19000	2200	5900	
" 連携推進担当課長)	翌日分	7000		1100	5900	翌朝帰京 (電車往復)
区長		23300	20000	3300		往路公用車、帰路旅行命令なし
浅川裕司 (秘書課長)		600		600		当日帰京 (往復) 公用車
斎木雅之 (産業振興センター所長)		27100	19000	2200	5900	帰路旅行命令なし
有坂幹朗 (都市整備部部長)		27100	19000	2200	5900	帰路旅行命令なし
茶谷晋太郎 (まちづくり担当部長・国交省)		12400		600	11800	当日帰京 (電車往復)
		183500	96000	16700	70800	公用車11:30～21:15

2018 (H30) 年8月28～29日 (火水)						
山田隆史 (総務部経理課)		6500		600	5900	当日帰京 (帰路公用車)
安藤利貞 (区民生活部地域活性化担当部長)		26600	18500	2200	5900	帰路旅行命令なし
区長		23300	20000	3300	0	往路公用車、帰路旅行命令なし
林田信人 (秘書課長)		600		600		当日帰京 (往復) 公用車
斎木雅之 (産業振興センター所長) : 斎は、		26600	18500	2200	5900	帰路旅行命令なし
茶谷晋太郎 (まちづくり担当部長・国交省)		6500		600	5900	当日帰京、帰路は公用車
		90100	57000	9500	23600	公用車13:00～18:15～22:15

2017 (H29) 年8月29～30日 (火水)						
安藤利貞 (区民生活部地域活性化担当部長)		26600	18500	2200	5900	帰路旅行命令なし
区長	*	23300	20000	3300	0	往路公用車、帰路旅行命令なし
高倉智史 (秘書課長)	*	600		600		当日帰京 (往復) 公用車
内藤友行 (産業振興センター所長)	*	26600	18500	2200	5900	帰路旅行命令なし
松平健輔 (まちづくり担当部長)		26600	18500	2200	5900	翌朝帰京
" 派遣職員 = 国交省より	翌日分	7000		1100	5900	
		110700	75500	11600	23600	公用車12:30～23:30

※事実証明書は、旅費の支出のある者のみ提出する

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (2 年 8 月分)

旅行命令 旅費照合済

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出発 (地名・駅名)	旅 費			内 訳 (金額欄単位:円)			合計	職 氏 名	受領印
			運賃	特別運賃 特別運賃 運賃 特別運賃 特別運賃	急行料金	運賃	船賃又は航空賃	車賃			
8/4	東京商工会議所 杉並支部幹部会議での帰旗 群馬県吾妻郡長岡原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	到着・滞在 (地名・駅名)	定期区間	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	0	参事 徳高 淳一	
		阿佐ヶ谷	164.1 k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	2,640		
		阿佐ヶ谷 軽井沢	2,640	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	3,370	繁忙期	
		大宮 軽井沢	k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	0		
		軽井沢 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	22,200	1泊2食付	
8/5	(群馬県吾妻郡長岡原町滞在) 東京商工会議所 杉並支部幹部会議での帰旗 群馬県吾妻郡長岡原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部		k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	28,210	8/5業務後休暇取得の ため帰路の旅費命令 なし	
			2,640	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	20,000		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	0		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	20,000		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	28,210		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	20,000		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	0		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	28,210		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	20,000		
			k	特別運賃 運賃 特別運賃	船 航	船 航	内 外 日 ()	夜	28,210		

第3号様式 (第6条の2関係)

国内旅費請求内訳書兼領収書 (2 年 8 月分)

旅行命令毎照合済

旅行 月日	旅行用務 旅 行 先	出 発 (地名・駅名)	鉄 道 賃			旅 費 (金額欄単位:円)			合計	職 務 氏 名	受領印
			運賃	特別運賃 又は 急行料金	急行料金	運賃	船賃又は船舶賃	車 賃			
8/4	東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡奥野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	杉並区役所本庁舎 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	k	k	船	船	公用車	0	夜 甲乙 共	区長 田中 良
8/5	(群馬県吾妻郡奥野原町滞在) 東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡奥野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部		k	k	k	船	船		23,300	夜 甲乙 食	8/5業務後休暇取得の ため帰路の旅行命令 なし 区長 田中 良
			k	k	k	船	船		23,300	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船		20,000	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船		3,300	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船		0	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船		3,300	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船		20,000	夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船			夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船			夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船			夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船			夜 甲乙 食	
			k	k	k	船	船			夜 甲乙 食	

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (2 年 8 月分)

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出 発 (地名・駅名)	鉄 道 運 賃			旅 費			内 費 (金額欄単位:円)			合 計	職 員 名 氏 名	受領印
			運 賃	特別車両、 座席指定又は 寝台料等	急行料金	運 賃	船賃又は航空賃	車 賃	近接地 内外日 旅行雑費	宿泊料 又は 食卓料	夜			
8/4	東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長岡原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	荻窪 軽井沢	152.3 k		k							2,640	参事 武田 龍	
			2,640		116.5 k	3,370						3,370		
			k		k							0		
			k		k							22,200		
8/5	(群馬県吾妻郡長岡原町滞在) 東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長岡原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	軽井沢 荻窪 軽井沢 大宮	k		k							9,500	参事 武田 龍	
			2,640		116.5 k	3,370						9,500		
			k		k							2,640		
			k		k							3,370		
			5,280		k		6,740				43,710	参事 武田 龍		

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (令和2年 8月分)

旅行命令簿照合済

旅行 月日	旅 行 用 務 旅 行 先	出 発 地 (地名・駅名)	旅 費			内 訳 (金額欄単位:円)			職 務 氏 名	合 計	受領印
			車 賃	船 賃	船 賃 又 は 航 空 賃	特別座席 又は 特別船室料 金	近 郊 地 内 外 旅 行 料	宿 料 又 は 食 料			
8/4	東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	自宅 茨城 茨城 軽井沢 大宮 軽井沢 軽井沢 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	定期利用 152.3 k 2,640 k	特別座席 又は 特別料金 k	船 賃 k	特別船室料 金	内 外 日 食 夜 2,640	参事 齊藤 俊朗	2,640		
			k	特別座 席 k	船 航 k		内 外 日 食 夜 3,370		3,370		
			k	特別座 席 k	船 航 k		内 外 日 食 夜 0		0		
			k	特別座 席 k	船 航 k		内 外 日 食 夜 22,200		22,200		
8/5	(群馬県吾妻郡長野原町寄付) 東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部		k	特別座 席 k	船 航 k		内 外 日 食 夜 28,210	8/5業務後休暇取得の ため帰路の旅行命令 なし	28,210		
			k	特別座 席 k	船 航 k		内 外 日 食 夜 28,210	参事 齊藤 俊朗	28,210		

第3号様式(第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書(元年 8月分)

旅行命令兼照会済

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出 発 (地名・駅名)	運 賃	旅 費			内 訳			乗 車 車 種	近 接 地 内 外 日 旅行経費	宿泊料 又は 食卓料	合 計	職 階 名 氏 名	受取印
				特別送迎 送迎料	特別送迎 送迎料	特別送迎 送迎料	船 航	船 航	船 航						
8/27 (火)	群馬県吾妻郡長野 原町滞在 東京商工会議所杉並支部 杉並支部での借賃 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	南阿佐ヶ谷(区役所) 萩窪	1.5 k 定期	116.5 k 3,310	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙 甲 乙	2,590 3,310	参事() 岡本 勝実		
8/28 (水)	群馬県吾妻郡長野 原町滞在 東京商工会議所杉並支部 杉並支部での借賃 群馬県吾妻郡長野原町 軽井沢高原ゴルフ倶楽部	軽井沢 大宮 軽井沢 軽井沢高原 ゴルフ倶楽部	k k k k	k k k k	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日 内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙 甲 乙 甲 乙	21,200	宿泊料19,000円(1泊2食付) 旅費定額を超えるが、人事課 職員厚生担当部長合議のう え支給する。		
		軽井沢 大宮	k k	116.5 k 3,310	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙	3,310	はくたか554号		
		軽井沢 萩窪(新宿経由)	152.3 k 2,590	k k	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙	2,590			
		萩窪 南阿佐ヶ谷(区役所)	1.5 k 定期	k k	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙	1,100	旅行が昼の時間にかから ないため、雑費を1/2に調 整する。		
			307.6 k 5,180	239.0 k 6,620	船 航	船 航	船 航	船 航	船 航	内 外 日 内 外 日	甲 乙 甲 乙	34,100	参事() 岡本 勝実		

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (元年 8 月分)

旅行命令簿照会書

旅行 月日	旅行用券 旅行先	出 発 (地名・駅名)	旅 費			内 訳 (金額欄単位:円)			車 費	近 接 港 内 外 日 旅行経路	宿泊料 又は 食料料	合 計	職 名 氏 名	要 領 印
			乗車料	船 賃	船積又は積込料	船 積	船 積	船 積						
8/27	東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野町町 榎井沢高原ゴルフ倶楽部	到着・滞在 (地名・駅名) 杉並区役所本庁舎 榎井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	k	k	船 積	船 積	船 積	公用車	内 外 日 () 旅行経路	甲 乙 夜	0	区長 田中 良	
	(群馬県吾妻郡長野町町滞在)		k	k	k	船 積	船 積	船 積		内 外 日 ()	甲 乙 夜	23,300	区長 田中 良	8/28業務後休暇取得 のため帰路の旅費用 命なし
8/28	東京商工会議所 杉並支部での講演 群馬県吾妻郡長野町町 榎井沢高原ゴルフ倶楽部		k	k	k	船 積	船 積	船 積		内 外 日 ()	甲 乙 夜	23,300	区長 田中 良	

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼旅費収書 (平成30年 8月分)

旅行命令兼照合券

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出発 (地名・駅名) 到着・滞在 (地名・駅名)	旅費			内			訳 (金額欄単位:円)			職 氏 名	合 計	受 刷 印
			運賃	特別車賃 及 特別座料金	特別運賃 特別座料金	船賃	船賃 特別座料金	船賃	特別座料金	特別座料金	特別座料金			
8/28 (火)	東京商工会議所 杉並支部講演 群馬県吾妻郡長野原 町	南阿佐ヶ谷(区役所) 秋葉	1.5 k 定期	船賃 k	特別座料金 k	船賃	特別座料金	特別座料金	特別座料金	特別座料金	特別座料金	参事 安藤 利貞		
		秋葉	152.3 k			船							2,590	
		軽井沢	2,590			船								
		大宮	k		116.5 k	船							3,310	
		軽井沢	k		3,310	船								
		軽井沢	k			船								
		軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k			船								
		(吾妻郡長野原町滞 在)	k			船								
8/29 (水)	東京商工会議所 杉並支部講演 群馬県吾妻郡長野原 町		k			船								
			k			船								
			k			船								
			2,500		3,310	船							26,600	
			k			船								
						船								

旅行命令簿照合済

内国旅費請求内訳書 頂取書 (30年 8月分)

印シテ印シテ (シヨウジノシヨウジ)

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出発 (地名・駅名)	旅 費				内 訳 (金額欄単位：円)		合計	職 氏 名	受領印
			運賃	特別運賃 特別指定文 明後台料等	急行料金	選 賃	船賃 船賃又は船賃	特別船室料金			
8/28	東京商工会議所 杉並支部講演 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	杉並区役所本庁舎 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	k	k	船 航		0	0	区長	
			k	k	k	船 航		23,300	23,300	田中 良	
8/29	東京商工会議所 杉並支部講演 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	(吾妻郡長野原町滞在)	k	k	k	船 航		3,300	23,300	区長	
			k	k	k	船 航		20,000	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		0	23,300	区長	
			k	k	k	船 航		3,300	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		20,000	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		0	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		3,300	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		20,000	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		0	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		3,300	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		20,000	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		0	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		3,300	23,300	田中 良	
			k	k	k	船 航		20,000	23,300	田中 良	

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (平成 29年 8月分)

旅行命令兼照合済

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出 発 (地名・駅名) 到着・滞在 (地名・駅名)	旅 費 (金額欄単位:円)				税 賃	近 郊 地 内 外 日 旅行経費	宿泊料 又は 食卓料	合 計	職 層 名 氏 名	受領印
			運 賃	特 別 運 賃 特別運賃、 臨船運賃又 は臨時料金	急行料金	船 賃 又 は 航 空 賃 船 賃 又 は 航 空 賃						
8/29	東京商工会議所杉並 支部講演 群馬県吾妻郡長野原 町	南阿佐ヶ谷(区役所) 萩窪	1.5 k 定期	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	0	参事() 安藤 利貞		
		萩窪	152.5 k 2,590	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	2,590			
		梶井沢	k	特 座 寝 k	116.5 k 3,310	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	3,310			
		大宮	k	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	0			
		梶井沢	k	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	0			
		梶井沢 高野原ゴルフ 倶楽部	k	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	20,700	1泊2食付		
8/30	吾妻郡長野原町滞 在 東京商工会議所杉並 支部講演 群馬県吾妻郡長野原 町	南阿佐ヶ谷(区役所) 萩窪	k	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	26,600	8/30の業務後休暇取 得のため、船路の旅 行命令なし		
		大宮	2,590	特 座 寝 k	3,310	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	26,600	参事() 安藤 利貞		
		梶井沢	k	特 座 寝 k	k	船 航	内 外 日 旅行経費	甲 乙 食	18,500			

内国旅費請求内取費兼 収書 (平成 29年 8月分)

旅行命書兼照合済

旅行 月日	旅行用務 旅行先	出發 (地名・駅名) 到着・滞在 (地名・駅名)	旅費				内 訳 (金額単位:円)		乗車 地 内外日 旅行種別	夜 宿料 又は 食糧料	合 計	職 員 氏 名 職 務 名	事由
			運 賃	特別車両、 座席指定又は 寝台料金	急行料金	運 賃	船賃又は航空券	特別船室料金					
8/29	東京商工会議所杉並 支部講演 榎井沢高原ゴルフ 倶楽部	杉並区役所本庁舎 榎井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食		区長 田中良		
	(香妻郡長野原町滞在)		k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食	23,300	1泊2食付		
8/30	東京商工会議所杉並 支部講演 榎井沢高原ゴルフ 倶楽部		k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食	20,000	8/30業務後休暇取 得のため帰郷の旅行 命令なし		
			k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食	23,300	区長 田中良		
			k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食	20,000			
			k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食				
			k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食				
			k	特別車両 k	k	船 航	船 航	内 () 外 ()	夜 甲 乙 食				

第3号様式 (第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書 (平成29年8月分)

旅行命令簿照会済

旅行 月日	旅行用途 旅行先	出發 (地名・駅名)	旅費				車 種	近接地 内() 外() 旅行雑費	宿泊料 又は 食料	合計	職 氏 名	受領印
			運賃	特別運賃、 特別運賃、 乗車料金	急行料金	船賃又は航空賃						
8/29	東京商工会議所杉並 支部講演 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	荻窪 軽井沢	152.3 k 2,590	特 運 賃 k	k	船 航	0	内() 外() 夜	2,590	参事 西藤友行		
		大宮 軽井沢	k	特 運 賃 k	116.5 k 3,310	船 航		内() 外() 夜	3,310			
		軽井沢 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部	k	特 運 賃 k	k	船 航	0 無料送迎バス	内() 外() 夜	0			
8/30	(吾妻郡長野原町滞在) 東京商工会議所杉並 支部講演 軽井沢高原ゴルフ 倶楽部		k	特 運 賃 k	k	船 航		内() 外() 夜	20,700	1泊2食付		
			k	特 運 賃 k	k	船 航		内() 外() 夜		8/30業務後休暇取 得のため帰路の旅行 命令なし		
			k	特 運 賃 k	k	船 航		内() 外() 夜	26,600	参事 西藤友行		
			2,590	特 運 賃 k	3,310	船 航		内() 外() 夜	18,500			
			k	特 運 賃 k	k	船 航		内() 外() 夜	2,200			
			k	特 運 賃 k	k	船 航		内() 外() 夜				

第3号様式(第6条の2関係)

内国旅費請求内訳書兼領収書(29年8月分)



旅行 月日	旅行用券 旅行社	出発 (地名・駅名)	旅費			内訳(金額)単位:円			職氏名	受領印
			乗車賃	急行料	船賃又は航空賃	船賃又は航空賃	船賃又は航空賃	船賃又は航空賃		
8/29 (火)	東京商工会議所 彩並支部所属 軽井沢高原 ゴルフ倶楽部	南阿佐ヶ谷	乗車賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜	松平 健輔	松平
		新宿	特別運賃 運賃指定又は 運賃料金を 特運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜		
		新宿	通勤定期券	143.9 k	船賃		内(外)日(日)	夜	2,590	
		軽井沢	特別運賃	2,590	船賃		内(外)日(日)	夜	2,590	
		大宮	特別運賃	116.5 k	船賃		内(外)日(日)	夜	3,310	繁忙期割増 JR新幹線あさま6号
		軽井沢	特別運賃	3,310	船賃		内(外)日(日)	夜	3,310	
		軽井沢	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜		
		軽井沢	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜		
		軽井沢高原 ゴルフ倶楽部	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜		
	(群馬県吾妻郡 長野原町滞在)	軽井沢高原 ゴルフ倶楽部	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜	20,700	1泊2食付
		軽井沢高原 ゴルフ倶楽部	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜	1,100	昼食時間にかからない
8/30 (水)		軽井沢	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜	1,100	
		軽井沢	特別運賃	143.9 k	船賃		内(外)日(日)	夜	2,590	
		新宿	通勤定期券	2,590	船賃		内(外)日(日)	夜	2,590	
		軽井沢	特別運賃	k	船賃		内(外)日(日)	夜	3,310	繁忙期割増
		大宮	特別運賃	116.5 k	船賃		内(外)日(日)	夜	3,310	
		新宿	特別運賃	3,310	船賃		内(外)日(日)	夜	3,310	
		南阿佐ヶ谷	通勤定期券	k	船賃		内(外)日(日)	夜		

旅行 日期	旅行 开始	出 発 (地名・駅名)	旅 費			内 容		旅 費		近接地 内外日 旅行種別	有油料 又は 食料料	合 計	職 名 氏 名	受領印
			特 種 座 費 (上掲各料並)	急行料金	運 賃	船賃又は船空賃	船 特別船料金	班 費						
			通 賃 k	特 種 座 費 k	船 航 k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			5,180 k	特 種 座 費 k	6,620 k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複	33,600	参事(門)	松平 健輔	
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				
			k	特 種 座 費 k	k	船 航	船 航	内 外 日 () 旅行種別	甲 乙 食 料	複				

4 杉並第 3503 号
令和 4 年 4 月 15 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

抗 弁 書

杉並区職員措置請求書（区長外職員の旅費及び指定管理料の支出に関する住民監査請求）に関し、下記のとおり抗弁書を提出します。

記

1 出張及び契約行為等の概要

(1) 「東京商工会議所杉並支部幹部会議」への出張

① 令和 3 年度の出張日等

ア 出張日

令和 3 年 7 月 14 日（水）～15 日（木）

イ 会場

軽井沢高原ゴルフ倶楽部（群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢 2032）

ウ 会議のテーマ

- ・杉並区政に関する要望（案）について
- ・杉並区の産業振興政策の動向について（区から説明）
- ・杉並区における新型コロナワクチンの接種状況とコロナ後の区政運営について（区長との懇談会）

エ 参加費（宿泊料）

25,000 円（1泊2食） ※交通費は含まれない。

オ スケジュール

7 月 14 日（水）	13:30～16:30	会議
	17:30～	夕食
		宿泊（軽井沢高原ゴルフ倶楽部）
7 月 15 日（木）	6:30～	朝食

カ 出張者、旅程等

	出張者	旅程及び旅費	旅費合計
1	区長	<p>○7月14日 区役所→《公用車》→会場</p> <p>○7月15日(※1) 会場→《タクシー9,500円(※2)》→軽井沢駅→《鉄道賃7,380円》→東京駅→《公用車》→区役所 (※1)7月14日に、急遽7月15日の区役所での来客対応の公務が入ったため、帰路の交通費を支給。 (※2)産業振興センター所長と同乗。</p> <p>○宿泊料25,000円、旅行雑費4,950円</p>	155,139円
2	区民生活部長	<p>○7月14日 区役所→《鉄道賃6,009円》→軽井沢駅→《無料送迎バス》→会場</p> <p>○7月15日 朝食後、年次有給休暇取得</p> <p>○宿泊料25,000円、旅行雑費2,200円</p>	
3	産業振興センター所長	<p>○7月14日 産業振興センター→《鉄道賃5,810円》→軽井沢駅→《無料送迎バス》→会場</p> <p>○7月15日 会場→《タクシー※》→軽井沢駅→《鉄道賃7,380円》→東京駅→《公用車》→区役所 ※区長と同乗。無料送迎バスを使用する予定であったが、運行がなかったため、急遽タクシーを使用。</p> <p>○宿泊料25,000円、旅行雑費3,300円</p>	
4	産業振興センター事業担当課長	<p>○7月14日 産業振興センター→《鉄道賃5,810円》→軽井沢駅→《無料送迎バス》→会場</p> <p>○7月15日 朝食後、年次有給休暇取得</p> <p>○宿泊料25,000円、旅行雑費2,200円</p>	
5	秘書課長	<p>○7月14日 区役所→《公用車》→会場→《公用車》→区役所</p> <p>○旅行雑費600円</p>	

② 平成 29 年度～令和 2 年度の宿泊料等

年度	出張日	宿泊者及び宿泊料	支出負担行為／支出命令 の決裁日
29 年度	8 月 29～30 日	区長 (20,000 円)	8 月 4 日／8 月 10 日
		地域活性化担当部長 (18,500 円)	8 月 7 日／8 月 14 日
		産業振興センター所長 (18,500 円)	8 月 4 日／8 月 10 日
		まちづくり担当部長 (18,500 円)	8 月 10 日／8 月 10 日
		宿泊料合計 75,500 円	
30 年度	8 月 28～29 日	区長 (20,000 円)	8 月 3 日／8 月 13 日
		地域活性化担当部長 (18,500 円)	8 月 21 日／8 月 21 日
		産業振興センター所長 (18,500 円)	8 月 3 日／8 月 13 日
		宿泊料合計 57,000 円	
元年度	8 月 27～28 日	区長 (20,000 円)	8 月 5 日／8 月 7 日
		地域活性化担当部長 (19,000 円)	8 月 13 日／8 月 13 日
		産業振興センター所長 (19,000 円)	8 月 5 日／8 月 7 日
		都市整備部長 (19,000 円)	8 月 14 日／8 月 14 日
		オリンピック・パラリンピッ ク連携推進担当課長 (19,000 円)	8 月 13 日／8 月 13 日
		宿泊料合計 96,000 円	
		2 年度	8 月 4～5 日
		区民生活部長 (20,000 円)	7 月 22 日／7 月 22 日
		産業振興センター所長 (20,000 円)	7 月 21 日／7 月 22 日
		保健福祉部長 (20,000 円)	7 月 15 日／7 月 21 日
		宿泊料合計 80,000 円	

(2) 阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定

① 指定管理業務の概要

ア 対象施設

施設名	業務内容	総称	
杉並区立阿佐谷地域区民センター	指定管理施設 阿佐谷地域区民センター外3施設	阿佐谷地域区民センター等 複合施設 ※2	阿佐谷地域区民センター等複合施設等
杉並区立阿佐谷けやき公園			
杉並区立阿佐谷児童館	業務委託施設 ※1		
防災倉庫			
杉並区立梅里区民集会所	指定管理施設 阿佐谷地域区民センター外3施設		
杉並区立梅里中央公園			

※1 指定管理者は、児童館運営等を除く施設管理に係る業務委託契約を締結のうえ、阿佐谷地域区民センター外3施設と一体的に維持管理を行う。

※2 阿佐谷地域区民センター等複合施設（地上公園を除く）の供用開始は、令和4年4月1日であるが、施設貸出は4月18日から開始する。

なお、阿佐谷けやき公園（地上公園）は3月1日に供用を開始した。

イ 指定管理者

オーチャー・箱根植木共同事業体

構成団体	所在地
株式会社オーチャー（代表団体）	渋谷区代々木二丁目18番3号
箱根植木株式会社	杉並区上高井戸三丁目5番15号

ウ 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

エ 指定管理料

令和4年度 117,315,759円

(内訳)

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計金額
29,328,940円	29,328,940円	29,328,940円	29,328,939円	117,315,759円

※指定管理料は四半期ごとの開始月に前払いすることとなっており、第1四半期の指定管理料は、令和4年4月下旬に支出する予定。

② 指定管理者候補者の選定

区は、令和3年度において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、杉並区地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）第14条及び杉並区公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）第21条の8の規定に基づき、杉並区立阿佐谷地域区民センター、杉並区立阿佐谷けやき公園、杉並区立梅里区民集会所及び杉並区立梅里中央公園（以下「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設」という。）を管理する指定管理者候補者を、杉並区プロポーザル選定委員会条例（平成26年杉並区条例第4号）に基づく選定委員会を設置し、プロポーザル方式により選定した。

ア 公募型プロポーザル方式による選定経過

内 容	期 日	備 考
募集要項の公表	令和3年 4月28日（水）	
説明会参加申込受付	4月30日（金）～ 5月13日（木）	
説明会	5月18日（火）	14事業者が参加
応募の受付	6月3日（木）～ 6月11日（金）	4事業者が応募
第1次審査（書類審査）	7月14日（水）	3事業者が第一次審査を通過
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	8月4日（水）	1事業者を候補者に決定（※）

※選定委員会が定めた審査基準に基づき、最上位の点数を得た事業者を候補者に決定。

イ 選定委員会の構成

職 名 等	氏 名	備 考
東京都立大学 准教授	金子 憲	選定委員会会長
千葉大学大学院 教授	柳井 重人	会長職務代理者
阿佐谷地域区民センター協議会会長	榎本 正晴	
澤木社会保険労務士事務所	澤木 寛一	
杉並区区民生活部長	徳嵩 淳一	
杉並区都市整備部土木担当部長	友金 幸浩	

ウ 選定委員会の開催経過

区分	日時	会場	出欠状況	内容
第1回	令和3年 4月21日(水) 14:00~14:50	区役所中棟 4階第2委 員会室	全員出席	・募集要項、会長及び 職務代理者を決定
令和3年6月11日(金)~7月14日(水) 各委員が個別に第一次審査(書類審査)を実施				
第2回	令和3年 7月14日(水) 14:50~15:40	区役所中棟 4階第2委 員会室	徳嵩委員 のみ欠席	・第一次審査表の点数 を集計の上、第一次 審査通過事業者(3 事業者)を決定 ・第二次審査の進め方 等を確認
第3回	令和3年 8月4日(水) 14:00~17:10	区役所中棟 4階第2委 員会室	柳井委員 のみ欠席	・3事業者に対する第 二次審査を実施し た後、第一次・第二 次審査表の点数を 集計の上、指定管理 者候補者を決定 ・指定管理者候補者決 定後、 応募事業者名(4事 業者分)を伝達

エ 指定管理者の指定に関する議案の提出及び区議会の議決等

日付	内容
令和3年8月23日(月)	区として政策調整会議で、選定委員会による選定結果報告を受け、指定管理者候補者を「オーチャー・箱根植木共同事業体」と方針決定
8月30日(月)	区として経営会議で、指定管理者候補者を決定。指定に係る議案を第3回区議会定例会に提出することを決定
9月9日(木)	区議会に「議案第73号 杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定について」を議案として提出
9月14日(火)	区議会本会議で、当該議案を区民生活委員会に付託することを決定
9月15日(水)	区民生活委員会で、当該議案が賛成多数により可決すべきものと決定
10月15日(金)	区議会本会議で、当該議案が賛成多数により可決と決定

※このほか、阿佐谷地域区民センター等複合施設の指定管理料に係る債務負担行為（令和3年度一般会計補正予算第7号）については令和3年10月15日（金）の区議会本会議において、令和4年度の指定管理料を含む予算（令和4年度一般会計予算）については令和4年3月16日（水）の区議会本会議において、それぞれ可決決定。

2 職員措置請求に対する抗弁

(1)「東京商工会議所杉並支部幹部会議」への出張

① 令和3年度の旅費支給

ア 出張の必要性

東京商工会議所杉並支部（以下「東商杉並支部」という。）は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき、杉並区内の商工業者を会員として設立された非営利法人として、区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的に各種の事業を実施する産業経済団体である。

東商杉並支部では、同法第9条第1項第1号に規定する「商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議する」ための事業の一環として、毎年8月頃に「東京商工会議所杉並支部幹部会議」（以下「幹部会議」という。）を開催し、東商杉並支部の幹部と区長・区管理職との討議・懇談等を実施している。

区では、区内における産業振興政策を推進する一環として幹部会議での討議・懇談等に参加しており、東商杉並支部などの区政のパートナーである関係団体の会議への参加は、地方公共団体の事務として当然に認められるべきものであることから、東商杉並支部と区の関係が「癒着」、「近しすぎると思える」及び「裁量権の逸脱濫用」とする請求人の指摘は当たらない。

令和3年7月14日（水）～15日（木）に予定されていた幹部会議については、その2日前となる7月12日（月）に、東京都に対する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、県境をまたぐ不要不急の移動の自粛が要請されたことを受け、区から東商杉並支部の事務局に連絡したところ、「長引くコロナ不況の中で、区長・区管理職に現場の声を直接伝えるとともに、率直に意見交換する機会であり、感染予防対策に万全を期すことを前提に、予定どおり開催したい。区長等の参加を強く希望する」旨の要請があった。この要請を踏まえ、区としても、コロナ禍の影響が長期化しており、区内最大の産業経済団体の幹部と今後の産業振興施策等に関する直接の意見交換を行う機会は重要であり、不要不急には当たらないこと、オンラインによる参加では、発言の真意が伝わりにくい等の課題があるとともに、直接の意見交換により参加者相互の議論が広がることなどを総合的に考慮し、区長及び会議のテーマに関する事務を所管する区管理職が予定どおり出張・参加することとしたものである。

こうした中で開催された幹部会議では、次第に予定されていた討議・懇談等を通じて活発な意見交換が行われており、その意見交換を踏まえて、

区は第3回区議会定例会に中小企業資金融資あっせん条例の改正案及び補正予算案を提案し、新型コロナウイルス感染症対策特例資金の拡充等が実現するなど、大変有意義な機会であったと受け止めている。

これらのことから、出張そのものが不要とする請求人の指摘は当たらないと考える。

また、請求人は、出張日が新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付開始日であったことからオンラインでの参加にすべきだったと主張しているが、前述したとおり、オンラインによる参加では、発言の真意が伝わりにくい等の課題があることに加えて、杉並保健所からは毎日業務の報告を受けており、出張中も携帯電話等により必要な指示等を行うことができるため、業務に支障は生じないと判断し、出張することにしたものである。

なお、令和3年度の幹部会議において、産業振興センター所長及び産業振興センター事業担当課長は、東商杉並支部の杉並区政に関する要望（案）に関連して「杉並区の産業振興政策の動向について」を説明したが、要望（案）については東商杉並支部の事務局が説明しており、要望（案）の説明が東商杉並支部の事務局ではなかったとする請求人の指摘は誤りである。

さらに、令和3年度の幹部会議における「区長との懇談」のテーマは「杉並区における新型コロナウイルスの接種状況とコロナ以後の区政運営について」であり、令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に対する杉並区の施策について」としたテーマと同一であるとする請求人の指摘は誤りである。

商工会議所法

（法律の目的）

第1条 この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

（原則）

第4条 商工会議所等は、営利を目的としてはならない。

2 商工会議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

3 商工会議所等は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（目的）

第6条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(地区)

第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。)の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2～4 略

(事業の種類)

第9条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

二～十八 略

イ 宿泊の必要性等

例年、東商杉並支部による幹部会議は、討議・懇談はもとより、その後の夕食の場を含め、東商杉並支部の幹部と区長・区管理職が率直な意見交換を行っているところである。また、会場から軽井沢駅までは、車で約45分と距離が遠く、かつ夕食後は会場から軽井沢駅までの送迎バスの運行もない。こうしたことから、東商杉並支部では、区長・区管理職に対する幹部会議への参加依頼に当たり、会場となる施設での宿泊を前提としている。

令和3年度の幹部会議においても、午後5時頃に終了した討議・懇談に引き続き、夕食時においても午後7時過ぎまで意見交換を行っている。なお、仮に夕食後にタクシー等を利用して帰宅した場合、自宅到着時刻が宿泊出張の目安となる午後10時を過ぎることとなるため、宿泊は妥当である。

このように、公務として十分に意見交換を図るためには宿泊の必要性があり、「税金の使途として裁量権の範囲を逸脱しており、濫用であって不当である」及び「宿泊は翌日のゴルフのためであったと思える」とする請求人の指摘は当たらないと考える。

なお、区民生活部長及び産業振興センター事業担当課長は、7月15日の朝食後、幹部会議に引き続き交流促進のため、年次有給休暇及び夏季休暇を取得した上で、自費によりゴルフコンペに参加しており、改めて東商杉並支部の事務局に確認したところ、別添のとおり、東商杉並支部が領収証を発行していた。これは、東商杉並支部の事務局が、幹部会議及びゴルフコンペに係る一連の契約を旅行会社と行ったことによるものであるが、当該2名が自費でゴルフコンペ費用を支払ったことに間違いはない。

ちなみに、東商杉並支部の事務局を通して、ゴルフコンペの参加品は、ゴルフ場が用意し、参加者に配布したものであることも併せて確認している。また、区民生活部長及び産業振興センター事業担当課長は、7月15日の年次有給休暇及び夏季休暇の取得手続きを行い、いずれも上司の承認を受けており、ゴルフコンペ終了後の帰路の旅費（交通費）は「旅費の手引き」に基づき、適切に自費で支払っている。一方、公務となる7月14日の往路の旅費（交通費）及び宿泊料等は、当然に公費で支給すべきものである。

旅費の手引き（総務部人事課給与福利係）令和3年5月改定

P9 <旅行の前後に年次有給休暇を取得した場合>

Q4 先日の出張の際、下記の経路により旅行し、午後から年次有給休暇を取得しました。この旅費に係る請求ですが、帰りのバス代は請求できますか。

	220円				220円
自宅	→ 荻窪	→ W停留所	→ X事務所	→ W停留所	→ 荻窪
	定期	バス	徒歩（出張先）	徒歩	バス
8:00			9:30~13:15		

A4 この場合、午後から年次有給休暇をとっており、出張命令は 13:15 で終わっているため、出張先を出た以降の旅費は請求できません。

ただし、用件終了後、上司に書類を渡す用務があり勤務庁に戻った場合等については当然予めその旨の旅行命令がなされているので、当該旅費の請求はできます。

※Q4と反対に、下記のように出張前に年次有給休暇を取得した場合も、旅費の請求はできません。

	220円				220円
自宅	→ 荻窪	→ W停留所	→ X事務所	→ W停留所	→ 荻窪
	定期	バス	徒歩（出張先）	徒歩	バス
8:30~10:30（年休）			10:30~17:15		

この場合、8:30 から 10:30 まで年次有給休暇をとっており、旅行命令は 10:30 から始まっているので、出張先に着く以前の旅費は請求できません。

ウ 宿泊料の妥当性

幹部会議の参加費用は、東商杉並支部から区に対する参加依頼文書の中で、1名当たり25,000円と示されていたものであり、宿泊料のほか、夕食費及び翌日の朝食費を含めた参加に要する総額となっている。

この25,000円は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の別表第2に定める金額等（以下「宿泊料定額」という。）を超えているため、旅費条例第37条第2項に基づく特別区人事委員会との協議の上、同意を得て定めた「杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について（依命通達）（平成26年3月1日杉並第67017号）」（以下「依命通達」という。）中の「宿泊を伴う会議、講習会等において、宿泊施設が指定されており、かつ、当該職員について条例で定める宿泊料定額を超える宿泊料金を必要とする場合、宿泊料として当該宿泊料金を支給する」の規定により支給したものであり、妥当な金額である。

このため、過大な宿泊料の支出は旅費条例違反であるとする請求人の指摘は当たらないと考える。

また、旅費を支給する際の支出負担行為においては、いずれも総務部職員厚生担当課長に合議を行い、依命通達の内容に該当していることを確認するなど所定の手続を踏んでおり、総務部職員厚生担当課長と協議していないものもあるとする請求人の指摘は誤りである。

旅費条例

第37条 略

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

別表第2 内国旅行の旅費（第22条、第24条、第25条関係）

(1) 宿泊料

区分	甲地方	乙地方
宿泊料（1夜につき）	13,100円	11,800円

備考 甲地方、乙地方の区分は、人事委員会の定めるところによる。

(2) 略

杉並区長等の給与等に関する条例（昭和 32 年杉並区条例第 15 号）

別表第 2（第 3 条関係）

区長 旅費条例中 6 級の職務にある者の旅費相当額。ただし、旅費条例第 17 条第 1 項第 4 号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは、「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第 18 条第 1 項第 5 号中「公務上の必要により第 3 号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第 3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第 21 条第 1 項中「2,200 円」とあるのは「3,300 円」と、第 23 条第 1 項中「2,400 円」とあるのは「3,300 円」と、別表第 2 中「13,100 円」とあるのは「16,500 円」と、「11,800 円」とあるのは「14,900 円」と、別表第 3 中「8,300 円」とあるのは「9,400 円」と、「7,000 円」とあるのは「7,900 円」と、「5,600 円」とあるのは「6,300 円」と、「5,100 円」とあるのは「5,700 円」と、「25,700 円」とあるのは「29,000 円」と、「21,500 円」とあるのは「24,200 円」と、「17,200 円」とあるのは「19,400 円」と、「15,500 円」とあるのは「17,400 円」と、「7,700 円」とあるのは「8,000 円」として、これらの規定を適用する。

副区長 略

杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について（依命通達）

平成 12 年 3 月 30 日杉総職発第 1097 号

改正 平成 26 年 3 月 1 日杉並第 67017 号

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例が平成 12 年 3 月 22 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の運用等にあって下記のとおり実施することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

この旨、命により通達する。

なお、「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 10 号）第 37 条第 1 項の運用方針について」（平成 2 年 6 月 18 日付杉総職発第 202 号）は平成 12 年 3 月 31 日限り廃止し、任命権者の通知等でこの運用方針について定める事項についての運用解釈にあたっては、この運用方針等について定めるところによるものであることを申し添える。

記

条例第 2 条関係～条例第 29 条及び第 30 条関係 略

条例第 37 条関係

第 1 項 略

第 2 項 条例第 17 条第 2 項に規定する「任命権者が人事委員会と協議して特別の

事情があると認められる場合」とは、次の場合とする。

- 1 宿泊を伴う会議、講習会等において、宿泊施設が指定されており、かつ、当該職員について条例で定める宿泊料定額を超える宿泊料金を必要とする場合、宿泊料として当該宿泊料金を支給する。

2～8 略

附 則 略

② 平成 29 年度から令和 2 年度までに開催された幹部会議に係る旅費支給

平成 29 年度から令和 2 年度までに開催された幹部会議に区長・区管理職が参加した際の旅費支給については、いずれも旅費の支給に係る行為から 1 年を経過しており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 2 項の規定に基づき、当該請求は不適法なものであると考える。

なお、請求人による職員措置請求書 8 ページに記載されている宿泊料と宿泊料定額の差額合計額は、表 1 のとおり 107,300 円が正しい。

表 1 支給した宿泊料と宿泊料定額の差額

年度	支給した宿泊料	宿泊料定額	差額
29 年度	75,500 円	50,300 円 (区長 14,900 円 + 区長以外 11,800 円 × 3 人)	25,200 円
30 年度	57,000 円	38,500 円 (区長 14,900 円 + 区長以外 11,800 円 × 2 人)	18,500 円
元年度	96,000 円	62,100 円 (区長 14,900 円 + 区長以外 11,800 円 × 4 人)	33,900 円
2 年度	80,000 円	50,300 円 (区長 14,900 円 + 区長以外 11,800 円 × 3 人)	29,700 円
合計			107,300 円

地方自治法

(住民監査請求)

第 242 条 略

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者の指定

請求人は、標記の指定管理者の指定について、以下により無効であると指摘している。

- ① 選定委員会委員である区民生活部長は、選定期間中の令和3年7月14日(水)に、東商杉並支部が主催する幹部会議に参加し、翌日の7月15日(木)には休暇を取得したとはいえ、東商杉並支部会長と同じ組でゴルフを行っている。この東商杉並支部の会長は、応募事業者である箱根植木株式会社代表取締役社長であることから、選定委員会による審査の公平性・公正性に大きな疑問が尽きない。
- ② 選定期間中に幹部会議を開催し、選定委員会委員である区民生活部長に参加を依頼することは、募集要項※に定める「関係者との接触の禁止」に抵触するため、箱根植木株式会社は失格とすべきである。
- ③ 区民生活部長は、第一次審査の際、区立大田黒公園の指定管理者の実績が応募書類に記載されていたことから、応募事業者に箱根植木株式会社が入っていることを知っていたと思われる。その事実をはっきりさせるべきである。

※ 募集要項については、第1回選定委員会(令和3年4月21日(水))において決定した内容により、区が公表(令和3年4月28日(水))している。

なお、当該募集要項において、次のとおり、「関係者との接触の禁止」について規定しているものである。

5 留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

応募団体の関係者(応募予定団体の関係者を含む)は、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員との故意の接触(現地確認・説明会への参加、要項に定められた質問、他業務等の正当な行為を除く)を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

これについて、次のとおり抗弁する。

ア 選定委員会による第一次審査（書類審査）に当たっては、応募事業者から提出された書類に事業者名の記載はせず、事業者が特定される記載部分にマスキングが施されており、事前に事務局職員が確認の上、各委員に送付している。第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）においても、事業者側の参加者は、事業者名が特定される発言はしないよう徹底を図っており、実際の審査場面でも事業者側からその様な発言は行われていない。

なお、所管課では、第三回選定委員会で指定管理者候補者が決定した後、各委員に対し、応募事業者名（4事業者分）を伝達している。

また、選定委員と応募事業者との間の利害関係の発生や応募団体から選定委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、選定委員会委員の職名・氏名等は選定期間中に公表しておらず、選定委員会が指定管理者候補者を決定し、区が意思決定を行った後、区議会区民生活委員会に報告するとともに区ホームページで公表している。

イ 区民生活部長は、令和4年2月15日（火）の区議会本会議における議員からの一般質問に対し、「大田黒公園の指定管理者が箱根植木株式会社であることについて、委員であった土木担当部長は区立公園の管理運営を所管する立場から認識していたが、区民生活部長である私はその認識を持たずに審査に臨んだ」旨を答弁しており、その認識に間違いはないと述べている。

また、令和3年9月15日（水）の区議会区民生活委員会における当該指定管理者の指定に係る議案審査の経過を受け、所管課から東商杉並支部の事務局を通じて確認したところ、東商杉並支部の会長（箱根植木株式会社代表取締役社長）は区民生活部長が選定委員会委員であることを承知していなかったとのことである。

ウ 区民生活部長が選定期間中に開催された幹部会議に参加したのは、「出張の必要性」に記載した経緯・理由により、公務としての必要性から出張・参加したものである。また、幹部会議の翌日に休暇を取得した上で、ゴルフコンペに参加したのは、あくまでも交流の促進を目的としたもので、区民生活部長は同じ組でゴルフをした東商杉並支部の会長との間で、選定委員会に関係するやりとりは一切行っていないと述べている。

エ 選定委員会による第一次・第二次審査結果は、次表のとおりである。

(ア) 選定された事業者の審査結果

第一次審査集計結果

【C事業者：オーチャー・箱根植木共同事業体】

審査項目	審査結果						小計	平均点	
	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	委員6			
(1) 法人の 適格性	業務実績等								
	①類似施設の運営実績	4	4	4	4	4	4	24	4
	②経営状況	2	3	3	2	3	3	16	2.7
	③労務管理状況	2	2	3	2	2	2	13	2.2
(2) 企画提 案の妥 当性	業務に対する取組み姿勢								
	①応募動機	3	4	3	3	3	3	19	3.2
	②業務への理解	3	4	4	4	4	4	23	3.8
	③関係団体等への協力	3	3	3	3	4	3	19	3.2
	組織体制及び人員配置								
	④責任者の経歴等	3	3	3	4	4	4	21	3.5
	⑤業務の執行体制	3	3	3	3	4	3	19	3.2
	管理運営業務について								
	⑥受付案内業務の基本姿勢	3	4	3	3	4	4	21	3.5
	⑦利用者増加・利用率向上に向けた取組み	3	3	3	3	3	3	18	3
	⑧クレーム対応	3	3	3	3	3	3	18	3
	⑨個人情報保護	3	3	3	3	3	3	18	3
	施設・設備の維持管理について								
	⑩施設・設備の維持管理を行う上での基本姿勢（集会所施設）	3	4	4	4	3	3	21	3.5
	⑪施設・設備の維持管理を行う上での基本姿勢（公園施設）	3	4	3	4	4	4	22	3.7
	⑫施設の安全管理	3	3	4	4	4	4	22	3.7
	⑬駐車場管理方法	3	3	3	4	3	3	19	3.2
	自主事業について								
	⑭イベントの内容・実現性	3	4	3	3	4	4	21	3.5
	⑮カフェスペースの運用	3	3	4	3	3	3	19	3.2
	⑯利用者の利便性向上のためのサービス	3	3	4	3	3	3	19	3.2
業務実施経費									
⑰経費の適正性	3	3	3	3	4	3	19	3.2	
(3) 総合評価	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計（配点80点）	59	66	66	65	69	66	391	65.2	

第二次審査集計結果

【C事業者：オーチャー・箱根植木共同事業体】

審査項目	審査結果					小計	平均点	
	委員 1	委員 2	委員 3	委員 4	委員 5			
(1) 法人の 適格性	業務実績等							
	①類似施設の運営実績	8	8	8	8	8	40	8
	②経営状況	—	—	—	—	—	—	—
	③労務管理状況	—	—	—	—	—	—	—
(2) 企画提 案の妥 当性	業務に対する取組み姿勢							
	①応募動機	4	3	4	3	4	18	3.6
	②業務への理解	8	6	8	8	8	38	7.6
	③関係団体等への協力	3	4	3	4	3	17	3.4
	組織体制及び人員配置							
	④責任者の経歴等	6	8	8	6	6	34	6.8
	⑤業務の執行体制	6	6	6	6	6	30	6
	管理運営業務について							
	⑥受付案内業務の基本姿勢	3	3	3	3	3	15	3
	⑦利用者増加・利用率向上に向けた取組み	3	3	3	4	3	16	3.2
	⑧クレーム対応	3	3	3	3	3	15	3
	⑨個人情報保護	—	—	—	—	—	—	—
	施設・設備の維持管理について							
	⑩施設・設備の維持管理を行う上での基本姿勢（集会施設）	3	3	4	3	3	16	3.2
	⑪施設・設備の維持管理を行う上での基本姿勢（公園施設）	3	3	4	4	4	18	3.6
	⑫施設の安全管理	3	3	4	4	3	17	3.4
	⑬駐車場管理方法	3	2	3	3	3	14	2.8
自主事業について								
⑭イベントの内容・実現性	3	3	4	4	3	17	3.4	
⑮カフェスペースの運用	3	3	4	3	3	16	3.2	
⑯利用者の利便性向上のためのサービス	3	3	4	3	3	16	3.2	
業務実施経費								
⑰経費の適正性	—	—	—	—	—	—	—	
(3) 総合評価	9	12	9	12	12	54	10.8	
合計（配点92点）	74	76	82	81	78	391	78.2	

(イ) 全事業者の審査結果

第一次審査集計結果一覧

事業者名	審査結果						第一次審査点 (平均点)	得点割合	順位
	委員 1	委員 2	委員 3	委員 4	委員 5	委員 6			
A	56	46	49	54	49	55	51.5	64.4%	4
B	65	70	62	67	63	61	64.7	80.9%	2
C	59	66	66	65	69	66	65.2	81.5%	1
D	56	53	55	66	48	55	55.5	69.4%	3

- ①各委員の審査合計点数の平均点(小数第2位を四捨五入)を、第一次審査点とする。
 ②第一次審査点が配点(80点)の60%(48点)以上の事業者のうち、上位3事業者程度を第一次審査通過事業者とする。

第二次審査集計結果一覧

事業者名	審査結果					第二次審査点 (平均点)	得点割合	順位
	委員 1	委員 2	委員 3	委員 4	委員 5			
B	73	66	78	69	71	71.4	77.6%	2
C	74	76	82	81	78	78.2	85.0%	1
D	59	53	78	51	67	61.6	67.0%	3

各委員の審査合計点数の平均点(小数第2位を四捨五入)を、第二次審査点とする。

事業者名	第一次審査点 (平均点)	第二次審査点 (平均点)	合計	得点割合	順位
B	64.7	71.4	136.1	79.1%	2
C	65.2	78.2	143.4	83.4%	1
D	55.5	61.6	117.1	68.1%	3

第一次審査及び第二次審査における各委員の審査合計点数の平均点の和が、全審査合計点数(172点)の60%(103.2点)以上を得た最上位の事業者を指定管理者候補者とする。

各表は、第3回選定委員会(令和3年8月4日(水))において指定管理者候補者として選定された事業者の集計表であり、このC事業者は、第一次・第二次審査を通じて、最上位の審査点数を得ている。

オ 募集要項に定める「関係者との接触の禁止」では、「応募事業者の関係者が、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員との故意の接触」を禁じている。この「故意の接触」とは、区の指定管理者制度を所管する部署が作成し、全庁で共有の上、同制度の運用を図ることとしている「指定管理者制度の手引」（令和2年10月改訂版）で「故意（不正行為目的）」とされており、選定委員会委員である区民生活部長に対して、幹部会議とその翌日を通して、自らの事業者を優位にする又は他の応募事業者を不利にするための働きかけ等が行われた事実はないことから、「故意の接触」に該当するものではない。

<「指定管理者制度の手引」 P. 22>

(14) 失格事項等

参加資格を有することについて区の確認を受けた応募団体が、資格確認後において、次の「ア」から「オ」までのいずれかに該当するときは失格とし、提案を行うことができないことを明示します。

また、審査の公正性・公平性を確保するため、参加者と選定委員等との接触禁止についても募集要項に明示します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の公平性・公正性を害する行為があった場合。特に、選定委員会の設置から区が意思決定するまでの間、応募団体（応募予定者の関係者含む）が、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員と故意（不正行為目的）に、接触（現地確認・説明会への参加、募集要項に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。
- エ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 前各号に定めるもののほか提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

なお、令和3年9月15日（水）の区議会区民生活委員会における当該指定管理者の指定に係る議案審査の経過を所管課から選定委員会の元会長に報告した際、元会長からの指示を受け、所管課から各元委員に対し、一連の経過報告を行った上で、意見を聴いたところ、元会長ほか元委員全員の認識として、「選定委員会の場で、区民生活部長から特定の事業者が優位となるように誘導する発言はなかったこと」及び「今回の幹部会議への参加が関係者との接触の禁止規定に抵触しないこと」に加え、「選定委員会として、公正・公平に指定管理者候補者を選定したこと」を確認している。

カ 当該指定管理者の指定に係る議案及び指定管理料に係る予算案は、区議会本会議において可決・成立している。なお、令和4年3月16日(水)の区議会本会議では、箱根植木株式会社代表取締役社長である東商杉並支部会長を参考人として招致するとの動議が提案されたが、採決の結果、賛成少数で否決されている。

以上のおり、アからカまでに記載した内容を含め、当該指定管理者の指定に至る一連の手続きはすべて適切に行われていることから、請求人の指摘は当たらないものとする。

領 収 証 (控)

008791

杉並区 区民生活部長 徳嵩淳一 殿

印紙税法第5条により
印紙を貼付いたしません

金 額											¥10600
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

但 東商杉並支部 懇親 ジルコンペ (1/5 開催) 参加費 と 17

上記の通り領収いたしました。

2021年 7月 12日

03 (3220) 1211

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー 2階

東京商工会議所杉並支部

TEL 03 (3220) 1211

振 替

領 収 証 (控)

008787

杉並区産業振興センター 事業担当課長 海津康徳 殿

印紙税法第5条により
印紙を貼付いたしません

金 額											¥10600
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

但 東商杉並支部 懇親 ジルコンペ (1/5 開催) 参加費 と 17

上記の通り領収いたしました。

2021年 7月 12日

03 (3220) 1211

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー 2階

東京商工会議所杉並支部

TEL 03 (3220) 1211

振 替

別紙 2-2

4 杉並第 5716 号
令和 4 年 4 月 28 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

杉並区職員措置請求書（区長外職員の旅費及び指定管理料の支出
に関する住民監査請求）に対する抗弁書の一部修正について

令和 3 年 4 月 15 日付 4 杉第 3503 号により提出した標記の抗弁書について、記
載内容に誤りがありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 修正箇所

- (1) 9 ページの 18 行目から 20 行目まで
令和 3 年度の幹部会議における「区長との懇談」のテーマについての記載
- (2) 23 ページの 2 行目
区議会の日付の記載

2 修正内容

- (1) 正) 「杉並区における新型コロナワクチンの接種状況とコロナ以後の区政
運営について」
誤) 「杉並区における新型コロナウィルスの接種状況とコロナ以後の区政
運営について」
- (2) 正) 令和 3 年 9 月 15 日（水）の区議会区民生活委員会及び令和 3 年 10 月 15
日（金）の区議会本会議
誤) 令和 4 年 3 月 16 日（水）の区議会本会議

資 料

杉並区長等の給与等に関する条例

昭和32年12月23日
条例第15号

(通則)

第1条 杉並区長及び副区長（以下「区長等」という。）の受ける給料・旅費及びその他の給与等については、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成19年条例4号〕

(給料及びその他の給与)

第2条 区長等の給料の額は、別表第1によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

一部改正〔平成17年条例41号〕

(旅費)

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により、その額は、別表第2による。

（給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第4条 給料及び地域手当の支給方法その他支給並びに通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 地域手当の月額、別表第1に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に100分の14.5を乗じて得た額とする。

3 旅費の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

一部改正〔平成17年条例41号・19年41号〕

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の188を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1) 給料月額に地域手当の月額を加えた額

(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額

(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

追加〔平成17年条例41号〕、一部改正〔平成19年条例41号・21年35号・22年28号・26年37号・27年47号・28年49号・29年39号・令和元年26号・3年1号・43号〕

(退職手当)

第6条 退職手当については、別に条例で定める。

追加〔平成17年条例41号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

一部改正〔平成19年条例42号〕

2 平成20年1月1日から同年3月31日までの間における別表第2の規定の適用については、同表中「9級」とあるのは、「8級」とする。

追加〔平成19年条例42号〕

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「100分の180」とあるのは、「100分の160」とする。

追加〔平成21年条例23号〕

(中略)

別表第1（第2条、第4条関係）

区長 月額 1,113,000円

副区長 月額 891,900円

一部改正〔平成17年条例41号・19年4号・41号・23年32号・24年38号・25年31号・26年37号・27年47号・28年49号・29年39号・令和元年26号〕

別表第2（第3条関係）

区長 旅費条例中6級の職務にある者の旅費相当額。ただし、旅費条例第17条第1項第4号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第18条第1項第5号中「公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,300円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,300円」と、別表第2中「13,100円」とあるのは「16,500円」と、「11,800円」とあるのは「14,900円」と、別表第3中「8,300円」とあるのは「9,400円」と、「7,000円」とあるのは「7,900円」と、「5,600円」とあるのは「6,300円」と、「5,100円」とあるのは「5,700円」と、「25,700円」とあるのは「29,000円」と、「21,500円」とあるのは「24,200円」と、「17,200円」とあるのは「19,400円」と、「15,500円」とあるのは「17,400円」と、「7,700円」とあるのは「8,000円」として、これらの規定を適用する。

副区長 旅費条例中6級の職務にある者の旅費相当額。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第17条第1項第4号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第18条第1項第5号中「公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,000円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,000円」と、別表第2中「13,100円」とあるのは「14,800円」と、「11,800円」とあるのは「13,300円」として、これらの規定を適用する。

一部改正〔平成18年条例11号・29号・19年4号・24年12号・30年7号〕

杉並区職員の旅費に関する条例

昭和50年3月25日

条例第10号

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条の2）
- 第2章 内国旅行の旅費（第14条—第27条の2）
- 第3章 外国旅行の旅費（第28条—第36条の2）
- 第4章 雑則（第37条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する杉並区職員（以下「職員」という。）の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて任命権者がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 杉並区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。
- (5) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第7条に規定する給料表の適用を受ける者及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）第6条に規定する給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつてはその全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第1に定める地域をいうものとする。

一部改正〔平成19年条例6号〕

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、杉並区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

一部改正〔令和元年条例21号〕

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他必要な事項は、任命権者が定める。

一部改正〔平成19年条例6号〕

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、内国旅行のうち近接地内の旅行にあつては実費額により、その他の旅行にあつては路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

一部改正〔平成18年条例29号〕

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について、定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更があつたときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

（旅費の請求及び精算）

第13条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、

必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 必要書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び前項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

一部改正〔平成19年条例6号〕

第2章 内国旅行の旅費

(近接地内旅費)

第14条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び車賃
 - (2) 引き続き3時間以上の旅行の場合には、1日につき200円を超えない範囲内において、任命権者が定める額の旅行雑費
 - (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料
ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、第23条第1項の食卓料定額に相当する額
イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の実費額
 - (4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第2の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりホテル、旅館等（区内の区立施設を除く。）に宿泊する場合の旅費は、600円の定額とする。

第15条 削除

(近接地外旅費)

第16条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- (1) 乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (3) 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金
 - (4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金
 - (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金
- (5) 公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の直近下位の級の運賃による。
(航空賃)

第19条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第20条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき20円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費の額は、1日につき2,200円の定額による。

2 宿泊を要しない旅行の場合における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、600円の定額とする。

(宿泊料)

第22条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

(食卓料)

第23条 食卓料の額は、1夜につき2,400円の定額による。

2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第24条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第25条 着後手当の額は、第21条第1項の旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第2の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第26条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日にお

ける扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第24条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第27条の2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの旅行雑費及び食卓料又は本邦に到着した日までの旅行雑費及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃

ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃
 - (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金
- 一部改正〔平成18年条例11号・30年7号〕

(船賃)

第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級の運賃による場合を除く。）
 - ア 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
 - イ アの最上級の運賃を更に4以上に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、4級以下の職務にある者については5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - ウ アの最上級の運賃を更に3に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については中級の運賃、4級以下の職務にある者については下級の運賃
 - エ アの最上級の運賃を更に2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金
- 一部改正〔平成18年条例11号・30年7号〕

(航空賃及び車賃)

第31条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(旅行雑費、宿泊料及び食卓料)

第32条 旅行雑費及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 食卓料の額は、別表第3の定額による。

3 第22条第2項及び第23条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

第33条 削除

削除〔平成18年条例29号〕

(渡航手数料)

第34条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、別表第3の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第27条の2第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 遺族が前2項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第27条の2第2項の規定を準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第36条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第36条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において、同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第27条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

一部改正〔平成18年条例29号〕

第4章 雑則

(旅費の調整)

第37条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第38条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めがあるもののほか、実施上必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、昭和50年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間とを通じた期間が、2会計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該2会計年度のうち前会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。

5 平成20年1月1日から同年3月31日までの間における別表第3の規定の適用については、同表中「8級以上」とあるのは、「8級」とする。

追加〔平成19年条例42号〕

(中略)

別表第1 近接地の地域（第2条関係）

在勤庁の所在地	近接地の地域	
杉並区の区域内	東京都	島しよを除く都内の全地域
	神奈川県	川崎市 横浜市 鎌倉市 藤沢市 綾瀬市 大和市 座間市 海老名市 厚木市 伊勢原市 相模原市
	千葉県	松戸市 流山市 柏市 我孫子市 白井市 鎌ヶ谷市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市
	埼玉県	所沢市 入間市 狭山市 飯能市 和光市 朝霞市 新座市 志木市 富士見市 入間郡三芳町 ふじみ野市 川越市 鶴ヶ島市 坂戸市 東松山市 戸田市 川口市 蕨市 さいたま市 上尾市 桶川市 北本市 鴻巣市 北足立郡伊奈町 蓮田市 白岡市 久喜市 草加市 越谷市 春日部市 八潮市 三郷市 吉川市
	茨城県	取手市 守谷市
	山梨県	上野原市
杉並区の区域外	在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区域で任命権者が定める地域	

一部改正〔平成18年条例11号・19年6号・24年12号・30年7号〕

別表第2 内国旅行の旅費（第22条、第24条、第25条関係）

(1) 宿泊料

区分	甲地方	乙地方
宿泊料（1夜につき）	13,100円	11,800円

備考 甲地方、乙地方の区分は、人事委員会の定めるところによる。

(2) 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
移転料	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 外国旅行の旅費（第32条、第35条関係）

(1)及び(2) (略)

杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について（依命通達）

平成12年3月30日杉総職発第1097号

改正 平成26年3月1日杉並第67017号

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例が平成12年3月22日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、条例の運用等にあたって下記のとおり実施することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

この旨、命により通達する。

なお、「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）第37条第1項の運用方針について」（平成2年6月18日付杉総職発第202号）は平成12年3月31日限り廃止し、任命権者の通知等でこの運用方針について定める事項についての運用解釈にあたっては、この運用方針等について定めるところによるものであることを申し添える。

記

条例第2条関係から条例第29条及び第30条関係まで （略）

条例第37条関係

第1項「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次に掲げる場合のように条例の規定どおりの旅費（以下「正規の旅費」という。）を支給することが適当でない場合をいい、その場合においては旅行命令権者はそれぞれの項目に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

- 1 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は、これを行わないものとする。
- 2 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しないものとする。
- 3 旅費以外の経費から旅費に相当する経費等が支給される旅行にあつては、旅費以外の経費から支給される部分に相当する旅費は、これを支給しないものとする。
- 4 旅行者が生徒・児童等の旅行・見学等に付添い又は引率のため、車中、船中及び航空機中並びに宿泊施設において行動を共にする必要がある旅行をしたため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を必要としない場合には、必要とする鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料のみ支給するものとする。
- 5 旅行者が定期乗車券等を利用して旅行した場合で、現に要した鉄道賃、船賃及び車賃等（以下この項目において「交通費」という。）の額が正規の旅費の額に満たないときは、その現に要した交通費の額を支給するものとする。
- 6 旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合又は用務地から直接帰宅する場合で、

その旅行経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しないものとする。

- 7 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による片道50キロメートル未満の旅行の場合には、特別車両料金を徴しない客車によるものとする。ただし、公務の必要上特別車両に乘車する必要がある場合については、この限りでない。
- 8 遠足随行などの徒歩等による陸路旅行においては、車賃を支給しないものとする。
- 9 近接地外の宿泊を要する旅行において、昼食時間帯（おおむね正午頃から午後2時頃まで）に旅行時間がかからない場合、又は、昼食に係る費用が他の経費から支給される場合（宿泊料金が昼食代を含んで指定されている場合等）の旅行雑費の額は、条例第21条に規定する定額の2分の1に調整する。
- 10 旅行者が旅行中の公務傷病等により、旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の旅行雑費及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の条例第21条第1項、別表第2及び別表第3に規定する旅行雑費及び宿泊料の額は、これを支給しないものとする。
- 11 宿泊を伴う会議等において、宿泊施設が指定されているため、正規の宿泊料定額を下回る宿泊料金が指定されている場合は、当該宿泊料金を宿泊料として支給するものとする。
- 12 食卓料相当額の宿泊料を支給することができる旅行において、旅行時間が夕食時間帯（おおむね午後6時頃から午後8時頃まで）及び朝食時間帯（おおむね午前6時頃から午前8時頃まで）のいずれにもかからない場合には、食卓料相当額の宿泊料を支給しないものとする。また、いずれか一方の時間帯に旅行時間がかからない旅行を行った場合には、食卓料相当額の宿泊料の2分の1に相当する額を支給するものとする。
- 13 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年条例第9号）第16条の2に規定する単身赴任手当を支給されている者が、公務の必要上配偶者の住居等宿泊費を要しない場所以外の場所に宿泊する場合を除き、配偶者の住居の近辺を旅行する場合は、条例別表第2に規定する宿泊料定額を支給せず、同第23条第1項に規定する食卓料定額を支給するものとする。
- 14 食卓料を支給することができる旅行において、旅行時間が夕食時間帯（12に同じ）及び朝食時間帯（12に同じ）のいずれにもかからない場合には、条例第23条第1項に規定する食卓料定額を支給しないものとする。また、いずれか一方の時間帯に旅行時間がかからない旅行を行った場合には、条例第23条第1項に規定する食卓料定額の2分の1に相当する額を支給するものとする。
- 15 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下この項目において同じ。）を支給する場合において、次に掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、それぞれの項目に掲げる着後手当を支給するものとする。
 - イ 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎又は自宅に入る場合は、新在勤地又は旧在勤地のいずれかが島しょに存する場合のほか、条例第21条第1項に規定する旅行雑費定額の2日分及び別表第2の宿泊料定額の2夜分に相当する額
 - ロ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合は、条例第21条第1項に

規定する旅行雑費定額の3日分及び別表第2の宿泊料定額の3夜分に相当する額
ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は、
条例第21条第1項に規定する旅行雑費定額の4日分及び別表第2の宿泊料定額の4
夜分に相当する額

第2項 条例第17条第2項に規定する「任命権者が人事委員会と協議して特別の事情が
あると認められる場合」とは、次の場合とする。

- 1 宿泊を伴う会議、講習会等において、宿泊施設が指定されており、かつ、当該職員に
ついて条例で定める宿泊料定額を超える宿泊料金を必要とする場合、宿泊料として当
該宿泊料金を支給する。
- 2 杉並区職員の旅費支給規程（昭和50年杉並区訓令甲第15号）第10条第1項に基づく研
修において、課程の一として行われる見学会等による旅行で、当該職員について条例で
定める鉄道賃、船賃又は航空賃を超える額の鉄道賃、船賃又は航空賃を必要とする場合、
当該鉄道賃、船賃又は航空賃を支給する。
- 3 区長、議員等特別職の公務員に随行し、車中、船中、機中又は宿泊施設において行動
を共にする必要がある旅行で、当該職員について条例で定める鉄道賃、船賃、航空賃又
は宿泊料を超える額の鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を必要とする場合、当該鉄道賃、
船賃、航空賃又は宿泊料を支給する。
- 4 生徒、児童等の旅行及び見学に付添又は引率のため、車中、船中、機中又は宿泊施設
において行動を共にする必要がある旅行で、当該職員について条例で定める鉄道賃、船
賃、航空賃又は宿泊料を超える額の鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を必要とする場合、
当該鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を支給する。
- 5 特急等を利用することにより、旅行日数が短縮される場合
- 6 会議の開催時刻が決められているなど、旅行日程上特急等を利用せざるを得ない場
合
- 7 外国からの賓客、生徒・児童等の旅行・見学等に付添又は引率するため車中において
行動を共にする必要がある旅行で、特急等を利用する場合
- 8 その他特急等を利用しなければ移動が困難で、公務遂行上支障が生じる場合

附 則

- 1 この依命通達は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この依命通達による改正後の杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について
の規定は、この依命通達の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した
旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日杉並第86210号）

この依命通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月1日杉並第67017号）

この依命通達は、平成26年3月1日から施行する。

杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設指定管理者候補者選定結果

1 対象施設

杉並区立阿佐谷地域区民センター
 杉並区立阿佐谷けやき公園
 杉並区立梅里区民集会所
 杉並区立梅里中央公園

2 選定事業者

事業者名 オーチュー・箱根植木共同事業体

構成団体	所在地
(代表団体) 株式会社オーチュー	渋谷区代々木二丁目18番3号
箱根植木株式会社	杉並区上高井戸三丁目5番15号

3 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 選定経過

令和3年 4月21日 選定委員会設置
 4月28日 公募開始（5月18日に応募事業者向けに説明会を実施）
 6月11日 公募締切（4事業者応募）
 7月14日 第一次審査実施
 8月 4日 第二次審査実施（3事業者）
 指定管理者候補者の決定

5 選定理由

選定委員会が定めた審査基準に基づき、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、評価点数が合計配点数の6割以上で、かつ最上位の評価点数を得たため。

6 選定委員の職名等

職 名 等	氏 名
東京都立大学都市環境学部准教授	金子 憲（会長）
千葉大学大学院園芸学研究院教授	柳井 重人
阿佐谷地域区民センター協議会会長	榎本 正晴
社会保険労務士	澤木 寛一
区民生活部長	徳嵩 淳一
都市整備部土木担当部長	友金 幸浩

7 審査結果

	評価項目	配点	各事業者の評価点数 (※)			
			A	B	C	D
第一次審査 (書類審査)	業務実績等	12	7.3	8.7	8.9	9.2
	業務に対する取組み姿勢	12	8.2	10.5	10.2	8.3
	組織体制及び人員配置	8	4.8	6.8	6.7	5.5
	管理運営業務について	16	11.1	13.2	12.5	10.8
	施設・設備の維持管理について	16	9.2	12.7	14.1	10.7
	自主事業について	12	7.9	10.0	9.9	8.1
	業務実施経費	4	3.0	2.8	3.2	2.8
	第一次審査評価点 (小計)	80	51.5	64.7	65.2	55.5
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	業務実績等	8	/	6.4	8.0	5.2
	業務に対する取組み姿勢	16	/	12.6	14.6	10.4
	組織体制及び人員配置	16	/	13.2	12.8	10.8
	管理運営業務について	12	/	9.2	9.2	8.2
	施設・設備の維持管理について	16	/	11.6	13.0	10.8
	自主事業について	12	/	9.4	9.8	8.4
	総合評価	12	/	9.0	10.8	7.8
	第二次審査評価点 (小計)	92	/	71.4	78.2	61.6
評価点数 (第一次・第二次審査合計)		172	/	136.1	143.4	117.1
(評価点数/合計配点数)			/	79.1%	83.4%	68.1%

(※) 評価項目ごとの評価点数は各選定委員の平均点であるため、小計及び合計点数と一致しない場合がある。

参加事業者一覧 (順不同)

オーチャー・箱根植木共同事業体【C事業者】
株式会社東急コミュニティー
株式会社ビケンテクノ
特定非営利活動法人ワーカーズコープ

8 所管課

区民生活部地域課